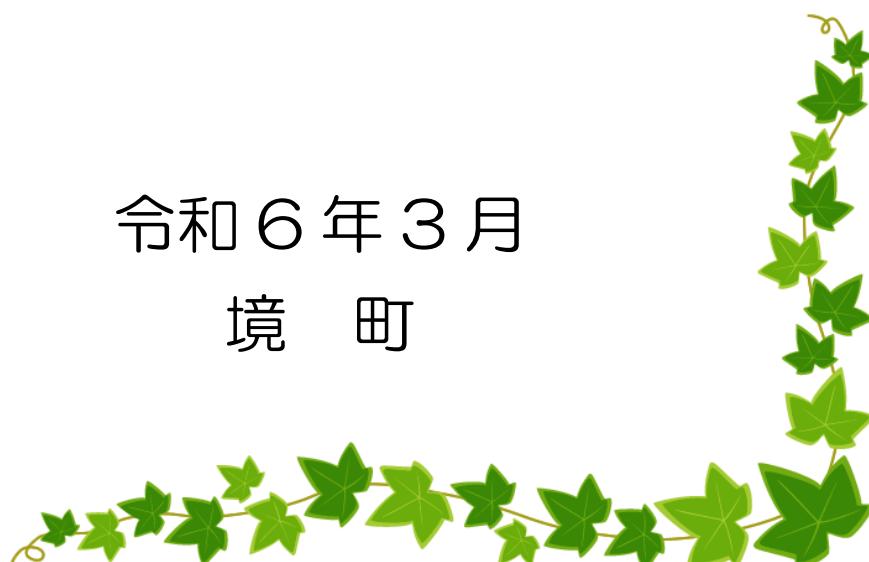


境町第4次障害者計画  
境町第7期障害福祉計画  
境町第3期障害児福祉計画

令和6年3月  
境町



## ごあいさつ

近年、わが国では、急速に進行する少子高齢化や核家族化の進行等による生活様式の変化に伴い、福祉に対するニーズも多様化しております。

障がい福祉の分野におきましても、障がい者と介護者の高齢化に伴う支援、医療的ケア児への支援、住み慣れた地域における自立と生活支援等、多様化した課題に対する対応が求められています。

本町では、「障がいのある人ない人が、ともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会をめざして」を基本理念に掲げ、平成30年に6年を計画期間とする「第3次障害者計画」を策定し、障がい福祉施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成30年には「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正、令和3年には「社会福祉法」の改正、令和4年には「障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者の社会参加に向けた法制度の整備が進められてきました。

この度、「第3次障害者計画」の計画期間が満了することから、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第4次障害者計画」、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を社会背景と国の動向を踏まえ策定いたしました。

子どもや高齢者、障がいのある方も全ての町民が、安心・安全な環境のもとで、生涯にわたって健やかに生き生きと暮らせるように、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見とご提案をいただきました、境町地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様、関係者の皆様に心より厚くお礼申し上げます。



令和6年3月

境町長 橋 本 正 裕

# 目 次

## 第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ等	2

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 障害者手帳所持者数等の推移	4
第2節 障がいのある人の状況	6
第3節 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実施状況	14
第4節 アンケート調査結果	18

## 第3章 第4次障害者計画

第1節 計画の基本理念	57
第2節 基本理念に基づく基本指針	57

## 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1節 計画の位置づけ	59
第2節 基本指針に基づく成果目標	59
第3節 障がい福祉サービス等の見込量	64

## 第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	78
-------------	----

## 資料

・境町地域自立支援協議会設置要綱	79
・境町地域自立支援協議会委員名簿	81
・境町障害者計画・境町障害福祉計画・境町障害児福祉計画策定経過	82
・境町内障害福祉サービス等事業所一覧	83

# 第1章 計画策定の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

障がい者や障がい児に関わる町の計画として、障がい者施策の枠組みを総合的に定める障害者計画と、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスや地域生活支援事業提供体制の整備とサービスの見込量を設定する障害福祉計画・障害児福祉計画があります。

境町では、「障がいのある人ない人が、ともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会をめざして」を基本理念とし、平成30年3月に「境町第3次障害者計画」・「境町第5期障害福祉計画」・「境町第1期障害児福祉計画」、令和3年3月には「境町第6期障害福祉計画」・「境町第2期障害児福祉計画」（以下、「前計画」という）を策定し、障がい福祉に係る施策を推進してきました。

この度、令和6年3月で前計画の計画満了を迎えることに伴い、令和6年度を初年度とする、「境町第4次障害者計画」「境町第7期障害福祉計画」「境町第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画は、第6次境町総合計画においても目指すべき方向性とされる、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」に示される項目の推進により、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい福祉施策を推進していきます。

※ 本計画書での「障害」の表記について

「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい」と表記します。

## 第2節 計画の位置づけ等

### 1. 法的位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく第4次障害者計画、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく第7期障害福祉計画、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく第3期障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

	法的位置づけ	計画の役割
境町第4次障害者計画	障害者基本法第11条第3項による規定に基づく「市町村障害者計画」	障がい福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもの。
境町第7期障害福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項による規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。
境町第3期障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項による規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるもの。

### 2. 計画の期間

計画期間は、以下のとおり障害者計画を6年とし、障害福祉計画・障害児福祉計画は3年を1期として、見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者計画	第3次						第4次					
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期		

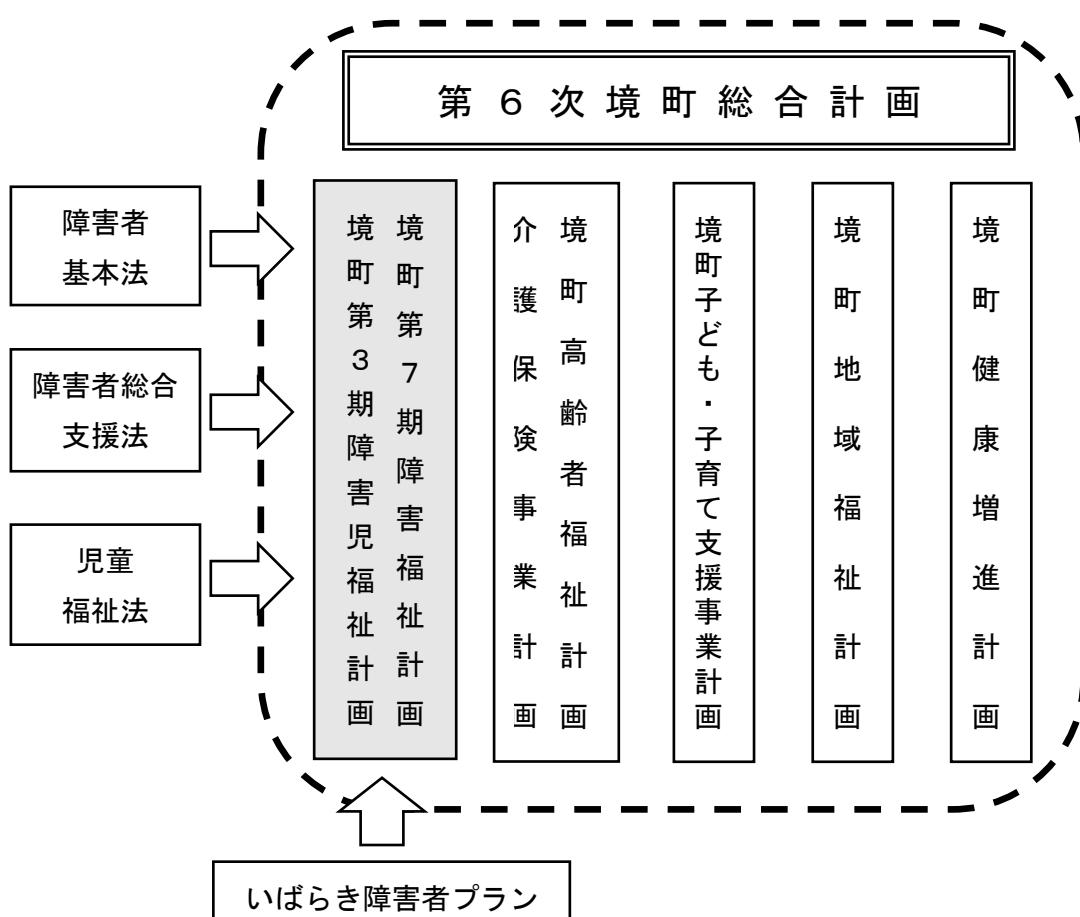
### 3. 計画の対象

この計画の対象とする障がいは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に基づき、身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む）・難病等で、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある方を対象としています。

### 4. 各種計画における位置づけ

本計画の策定にあたっては、国が定める「障害者基本法」「障害者総合支援法」「児童福祉法」を踏まえて策定するとともに、町の最上位計画である「第6次境町総合計画」、保健福祉分野の関連計画である「境町地域福祉計画」「境町子ども・子育て支援事業計画」などの計画と調和を保った計画として策定し、保健福祉分野の各関連計画と整合、連携を図ります。

なお、前計画において「地域生活支援事業の見込量」を法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけていましたが、「成年後見制度利用促進基本計画」は「境町第3次地域福祉計画」に包含されました。



## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 第1節 障害者手帳所持者数等の推移

#### 1 人口・手帳所持者数等の推移

境町に人口は、令和5年1月1日現在23,930人となっています。

##### ■人口・手帳所持者数の推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口	24,222	24,090	24,046	23,953	23,811
手帳所持者数	1,133	1,135	1,187	1,197	1,203

資料：人口は茨城県常住人口調査結果報告書（各年1月1日現在）

手帳所持者数は社会福祉課（各年4月1日現在）

##### ■障害者手帳所持者数の推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	765	727	742	715	699
療育手帳	217	231	248	260	265
精神障害者 保健福祉手帳	151	177	197	222	239
計	1,133	1,135	1,187	1,197	1,203

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

**■人口の推移**

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	3,772	3,673	3,643	3,561	3,484
18歳以上	20,450	20,417	20,403	20,392	20,327
計	24,222	24,090	24,046	23,953	23,811

資料：人口は茨城県常住人口調査結果報告書（各年1月1日現在）

**■障害者手帳所持者数の推移**

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	82	85	89	94	88
18歳以上	1,051	1,050	1,098	1,103	1,115
計	1,133	1,135	1,187	1,197	1,203

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## 第2節 障がいのある人の状況

### 1. 身体の障がいのある人の状況

#### (1) 等級別状況

身体障害者手帳所持者については、令和3年度以降減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者の等級別状況 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	281	261	272	262	259
2級	130	124	122	117	109
3級	111	101	106	111	111
4級	149	147	149	136	137
5級	51	50	48	43	42
6級	43	44	45	46	41
計	765	727	742	715	699

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## (2) 障がい別状況

身体障害者手帳所持者を障がい別にみると、「肢体不自由」が5割近くになり、次いで「内部障害」が多い傾向となっています。

### ■身体障害者手帳の障がい別状況

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
音声言語そしゃく 機能障害	5	7	12	13	13
視覚障害	42	42	42	41	38
聴覚・平衡機能障害	60	58	54	50	53
内部障害	256	236	246	252	248
肢体不自由	402	384	388	359	347
計	765	727	742	715	699

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## (3) 身体障害者手帳所持者の年齢別推移

身体障害者手帳所持者の年齢別推移をみると、18歳未満・18歳以上ともに減少傾向となっています。

### ■身体障害者手帳所持者の年齢別推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	18	16	15	14	15
18歳以上	747	711	727	701	684
計	765	727	742	715	699

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## 2. 知的障がいのある人の状況

### (1) 療育手帳所持者の等級別状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。特に「A（重度）」「B（中度）」が増加傾向にあります。

#### ■療育手帳所持者の等級別状況

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
Ⓐ（最重度）	47	47	49	52	53
A（重度）	48	50	53	55	62
B（中度）	67	75	83	88	86
C（軽度）	55	59	63	65	64
計	217	231	248	260	265

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

### (2) 療育手帳所持者の年齢別推移

療育手帳所持者の年齢別推移をみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向にあります。

#### ■療育手帳所持者の年齢別状況

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	59	65	70	76	70
18歳以上	158	166	178	184	195
計	217	231	248	260	265

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

### 3. 精神障がいのある人の状況

#### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和元年と比較すると全体で1.58倍になっています。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	11	13	16	20	21
2級	94	116	130	141	152
3級	46	48	51	61	66
計	151	177	197	222	239

#### (2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移をみると、18歳以上が増加傾向にあります。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	5	4	4	4	3
18歳以上	146	173	193	218	236
計	151	177	197	222	239

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者は令和元年と比較すると 1.38 倍の増加傾向にあります。

■自立支援医療（精神通院）受給者の状況 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	415	459	513	549	575

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## 4. 境町指定難病特定医療費助成利用者数

境町指定難病特定医療費助成利用者は横ばい傾向にあります。

■指定難病特定医療費助成利用状況 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	54	46	54	53	54

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

### 難病

発病の原因が明確ではないために治療法が確立されておらず、長期の療養を必要とする難病法で定められた疾患。

### 指定難病

難病法に定められた疾患のうち、医療費助成の対象となる疾患。

指定難病数については、令和4年度末現在、338疾患となっています。

### 指定難病特定医療費助成制度（県）

指定難病と診断された方で、申請をして「指定難病特定医療費受給者証」を交付された方の医療費の負担が軽減される制度。

### 境町指定難病特定医療費助成金支給制度（町）

境町に住所を有し、かつ茨城県から「指定難病特定医療費受給者証」の交付を受けている方に、医療費の自己負担額(対象者1人につき上限月額3,000円)が助成されます。

※ただし、自己負担上限額が月額3,000円を下回る場合はその額が助成されます。

## 5. 早期療育の状況

障がいの早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診断および事後指導、相談支援を行っています。

### (1) 聴覚障害の早期発見

新生児の聴覚障害の早期発見を目的とした聴覚検査を出産直後実施するための費用を町で助成しています。検査後の結果と支援については、「赤ちゃん訪問」\*1 「3か月児健診」において、事後指導等について保護者に確認しています。

### (2) 視覚異常の早期発見

「3歳児健診」時に、視覚異常を発見するために、視能訓練士にスクリーニング\*2をしてもらい、その後の支援につなげています。

### (3) その他の早期発見

「1歳半・3歳児健診」時に、医師より「要精密検査」と判断された場合、病院受診時の費用を町が助成し、受診の結果の把握に努め、その後の支援につなげています。

発達障害については、「1歳半・3歳児健診」時の様子や心理士と健康推進課の保健師の町内保育園等への訪問時の様子を踏まえ、療育の必要を判断されれば、健康推進課で行っている教室\*3や、病院でのリハビリテーション、障がい福祉サービスなどの支援につなげています。

身体的な障がいについては、主に医療機関での療育や相談を行っている場合が多く、訪問や健診等で受診状況や療育状況を健康推進課で確認しています。すくすく相談では、身体面の障がいがあるお子さんへの療育を提供し、月一度相談支援を実施しています。

### 用語解説

\*1 出生後1～2か月頃の全世帯の赤ちゃんとお母さんの健康を願うとともに、子育てのお手伝いをさせていただくため、児童福祉法に基づき、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）を実施。

\*2 迅速に結果が得られる簡便な検査を行うことによって、集団の中から特定の病気が疑われる人を選び出すこと。

\*3    • すぐすぐ相談

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた方を対象に、早期療育プログラムに沿い、茨城県ポーテージ協会による個別指導を行なう

• にこにこ教室

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた方を対象に、療育プログラム（応用行動分析）に沿い、臨床発達心理士等による個別指導・集団指導を行なう。

• すこやか教室

就園前のお子さんとその親を対象に集団生活に慣れる事を目的とした教室を行う。健診などで集団生活に慣れにくい、また親子での関わりが苦手なご家庭を対象に教室の参加を提供する。

■乳幼児健診後の継続支援状況

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1歳半	52	63	60	62	60
3歳児	40	65	67	50	39

資料：健康推進課

■各種相談・教室での指導状況

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
すぐすぐ相談	5	5	11	9	5
にこにこ教室	20	21	22	25	18
すこやか教室	15	(コロナウイルス感染症の関係で中止)			11

資料：健康推進課

## 第3節 第6期障害福祉計画・

### 第2期障害児福祉計画の実施状況

#### 1 第6期障害福祉計画の実施状況

##### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

###### ■施設入所者数

国の基本指針に基づく成果目標	
○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。	

項目	令和元年度末時点の入所者数	令和5年度末までの移行者数（目標）	令和5年度末（実績）
地域生活移行者数	40人	3人	0人

##### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標である協議の場として、境町地域自立支援協議会を位置づけており、具体的に活用できるよう検討を進める事を目標としました。

###### ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの成果目標

国の基本指針に基づく成果目標	
○令和5年度末までに各市町村（又は、圏域）に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置・充実する事を基本とする。	

項目	令和5年度末までの開催（目標）	令和5年度末（実績）
協議の場の開催状況	1回／年	0回／年

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ■地域生活支援拠点等の整備にかかる成果目標

国の基本指針に基づく成果目標		
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する事を基本とする。		

項目	目標	実績
設置状況	1か所	0か所

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### ■福祉施設から一般就労への移行にかかる成果目標

国の基本指針に基づく成果目標		
○令和5年度までの一般就労移行者数が令和元年度実績の1.27倍以上とする事を基本とする。		
○令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）が令和元年度実績の1.30倍以上とする事を基本とする。		
○令和5年度までの就労継続支援A型については令和元年度実績の1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上とする事を基本とする。		

項目	目標	実績
令和5年までの一般就労移行者数	2人	14人
令和5年までの一般就労移行者数 (就労移行支援)	2人	2人
令和5年までの一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	1人	12人
令和5年までの一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人	0人

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■障がい児支援の提供体制の整備にかかる成果目標

国の基本指針に基づく成果目標		
○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する事を基本とする。（圏域での設置も可）		
○令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する事を基本とする。		

項目	目標	実績
児童発達支援センター設置数	1か所	0か所
保育所等訪問支援の実施体制	1か所	1か所

### ■重症心身障がい児・医療的ケア児への支援にかかる成果目標

国の基本指針に基づく成果目標		
○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に少なくとも1か所以上確保する事を基本とする。		
○令和5年度末までに、都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する事を基本とする。		

	目標	実績
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	2か所	2か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所(*)の確保数	2か所	2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1回	1回
医療的ケア児等のためのコーディネーターの配置（行政職の配置）	1人	0人

\*事業所については83ページに記載あり

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ■相談支援体制の充実・強化等の成果目標

国的基本指針に基づく成果目標
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する事を基本とする。

	目 標	実 績
基幹相談支援センター等の設置	有	無

\*令和7年度に設置見込。

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国的基本指針に基づく成果目標
○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制の構築をする事を基本とする。

	目 標	実績
都道府県が実施する障がい福祉サービス等にかかる研修の参加人数	1人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有	無

## 第4節 アンケートの調査結果

### 1 調査の目的

境町では、境町障害者計画策定及び境町障害者（児）福祉計画策定するにあたり、アンケート調査を実施し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

### 2 調査の設計

項目	内容
調査期間	令和5年8月25日(金)～9月21日(木)
調査対象	障害者（児）等 1,000 人
抽出方法	各手帳所持者等から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収

### 3 回収結果

対象	配布数	回収数	回収率
障害者（児）等	1,000	414	41.4%

### 4. 報告書の見方

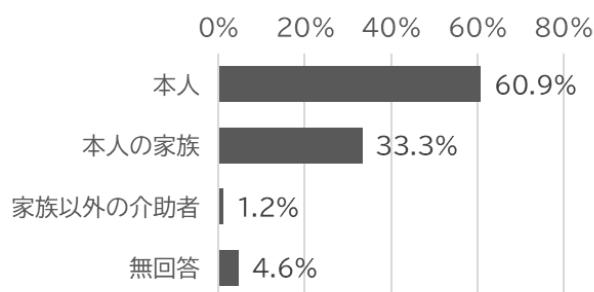
- ① 単数回答の設問における各選択肢の回答割合（構成比）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基準とした百分率(%)で示しています。  
各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、構成比の合計は100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基準とした百分率(%)で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ③ 図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。
- ④ 回答者数が少ない場合は、表のみの掲載とします。

## 5. 調査結果

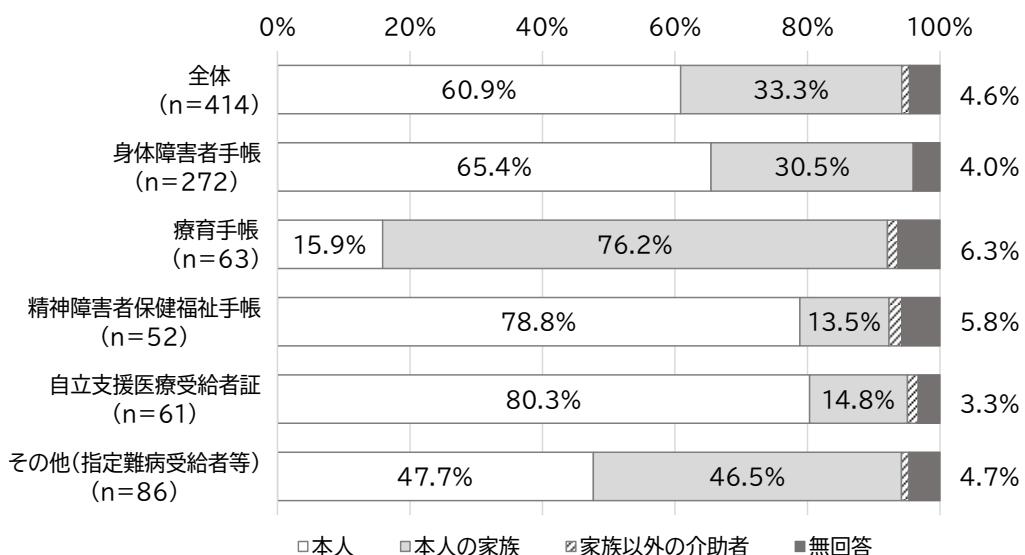
### 1 アンケートに回答していただくかたについて

問1 回答していただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

回答者は、「本人」が60.9%、「本人の家族」が33.3%、「家族以外の介助者」が1.2%となっています。



障害種別に回答者をみると、「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「自立支援医療受給者証」では「本人」の割合が高く、「療育手帳」は、「本人の家族」が7割を超えています。



## 2 あなた（あて名のかた）ご自身のことについて

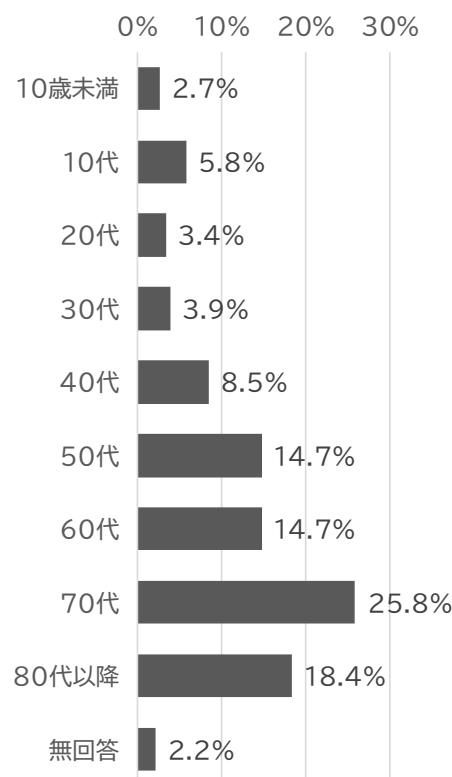
問2 あなたの性別をお答えください。（○は1つだけ）

性別は、「男性」が49.8%、「女性」が49.0%となっています。

項目	度数	比率
男性	206	49.8%
女性	203	49.0%
無回答	5	1.2%
合計	414	100.0%

問3 あなたの年齢をお答えください。（令和5年8月1日現在）（数字を記入）

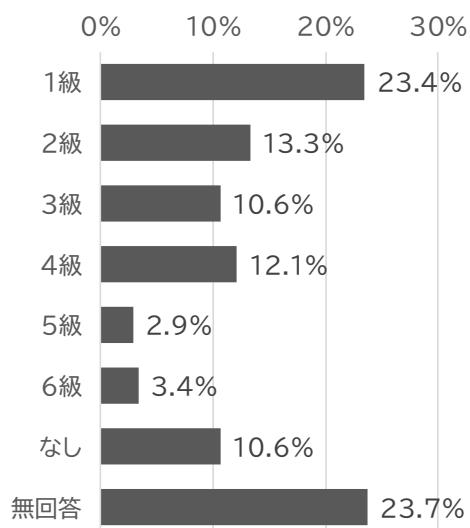
年齢は、「70代」が25.8%と最も多く、次いで「80代以降」が18.4%、「50代」「60代」が14.7%となっています。



問4 あなたが認定をうけている障害等級や種類、自立支援医療（精神通院医療）または医師から診断を受けているものについて、該当するものを選んでください。（あてはまるものそれぞれに○を1つ）

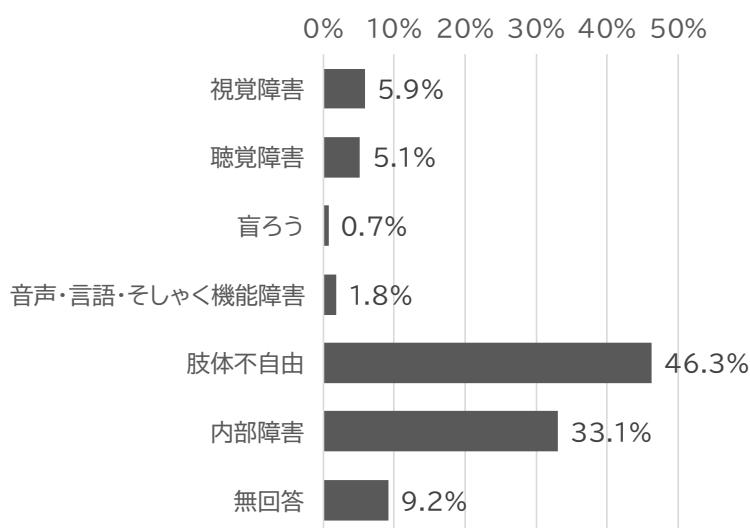
問4① 身体障害者手帳

身体障害者手帳の等級は、「1級」が23.4%、「2級」が13.3%、「4級」が12.1%となっています。



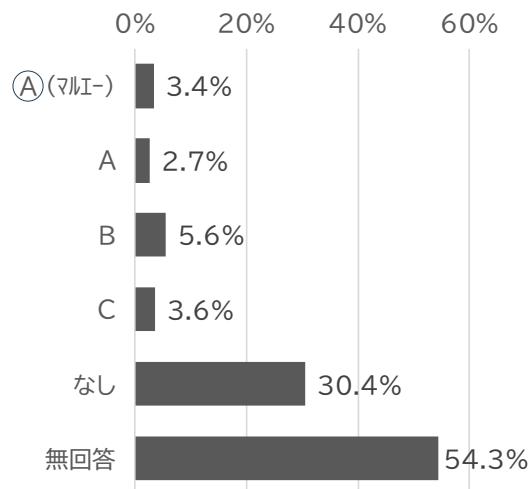
問4② 身体障害の種類

主な障害については、「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が46.3%と最も多く、次いで「内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう機能など)」は33.1%、「視覚障害」が5.9%となっています。



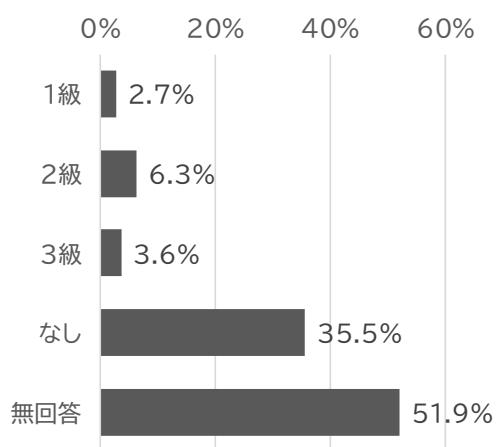
#### 問4③ 療育手帳

療育手帳の等級は、「B」が5.6%、「C」が3.6%、「Ⓐ(マルエー)」が3.4%となっています。



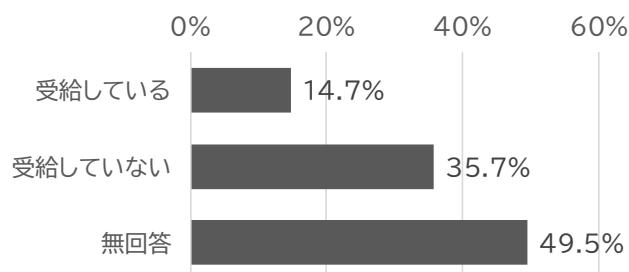
#### 問4④ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」が6.3%、「3級」が3.6%、「1級」が2.7%となっています。



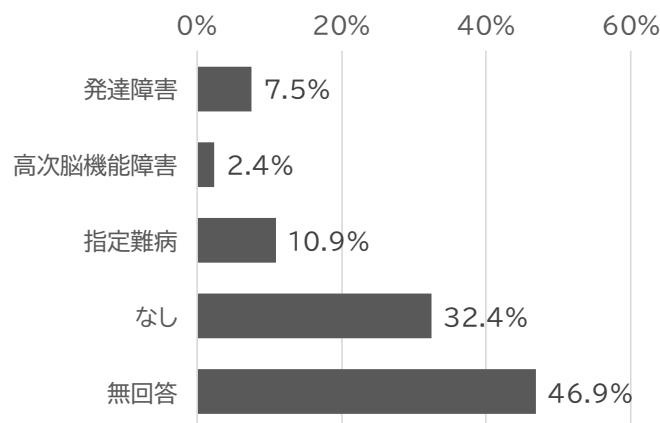
#### 問4⑤ 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を受けているかは、「受給している」が14.7%となっています。



#### 問4⑥ 医師から診断を受けているもの

医師から診断を受けているかは、「指定難病」が10.9%、「発達障害」が7.5%、「高次脳機能障害」が2.4%となっています。



\*発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

\*高次脳機能障害とは、事故などによる外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、失語などの認知障害などをいいます。

\*指定難病とは、筋萎縮性側索硬化症(ALS)やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病や、その他の特殊な疾病をいいます。

問5 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)

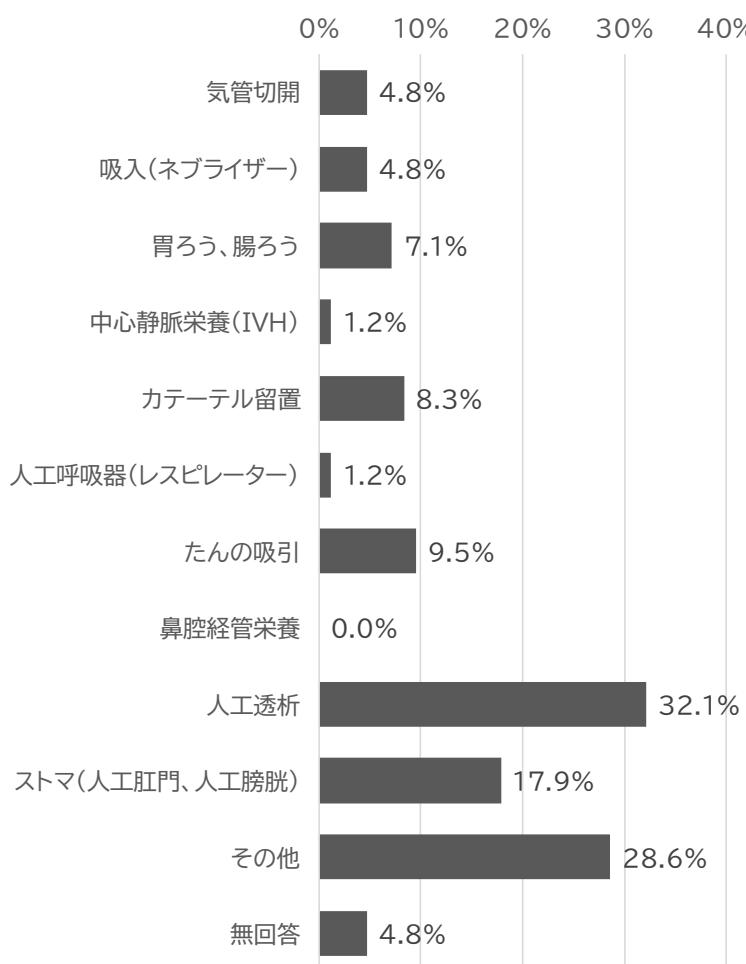
医療的ケアを受けているかは、「受けている」が20.3%となっています。

項目	度数	比率
受けている	84	20.3%
受けていない	279	67.4%
無回答	51	12.3%
合計	414	100.0%

問6 あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

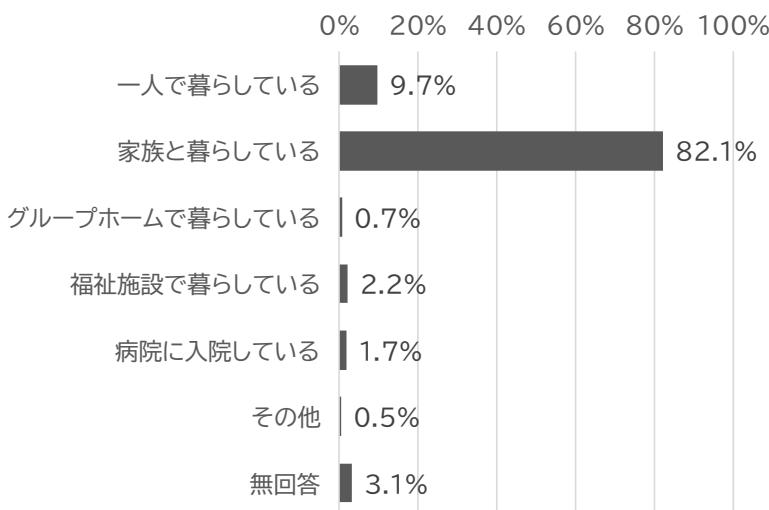
受けている医療的ケアは、「人工透析」が32.1%、「ストマ(人工肛門、人工膀胱)」が17.9%、「たんの吸引」が9.5%となっています。



### 3 住まいや暮らしについて

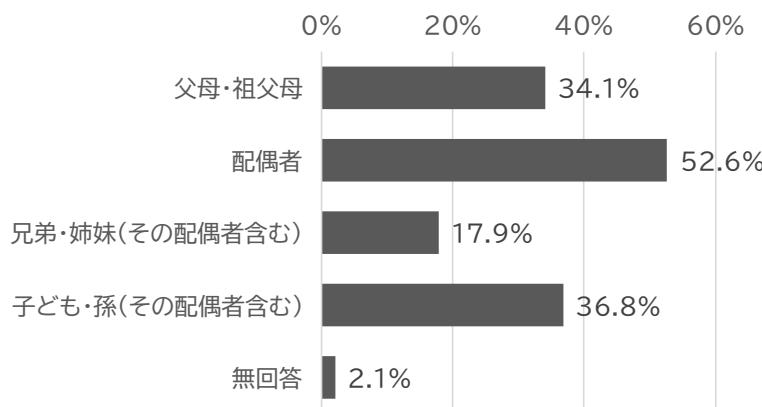
問7 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

現在どのように暮らしているかは、「家族と暮らしている」が82.1%、「一人で暮らしている」が9.7%、「福祉施設で暮らしている」が2.2%となっています。



問7① 「家族と暮らしている」場合は、同居されているかたをお答えください。  
(あてはまるものすべてに○)

同居されているかたは、「配偶者」が52.6%、「子ども・孫」が36.8%、「父母・祖父母」が34.1%となっています。



【問7で「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」または「病院に入院している」を選択した場合にお答えください。】

問8 あなたは将来、どのような生活をしたいですか。（○は1つだけ）

将来、どのような生活をしたいかについて、「家族と一緒に生活したい」が6件、「今までよい」が4件、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が2件となっていました。

項目	度数	比率
今までよい	4	25.0%
グループホームなどを利用したい	1	6.3%
家族と一緒に生活したい	6	37.5%
一般の住宅で一人暮らしをしたい	2	12.5%
その他	1	6.3%
無回答	2	12.5%
回答者数	16	100.0%

※回答者数が少ないため、表のみ掲載

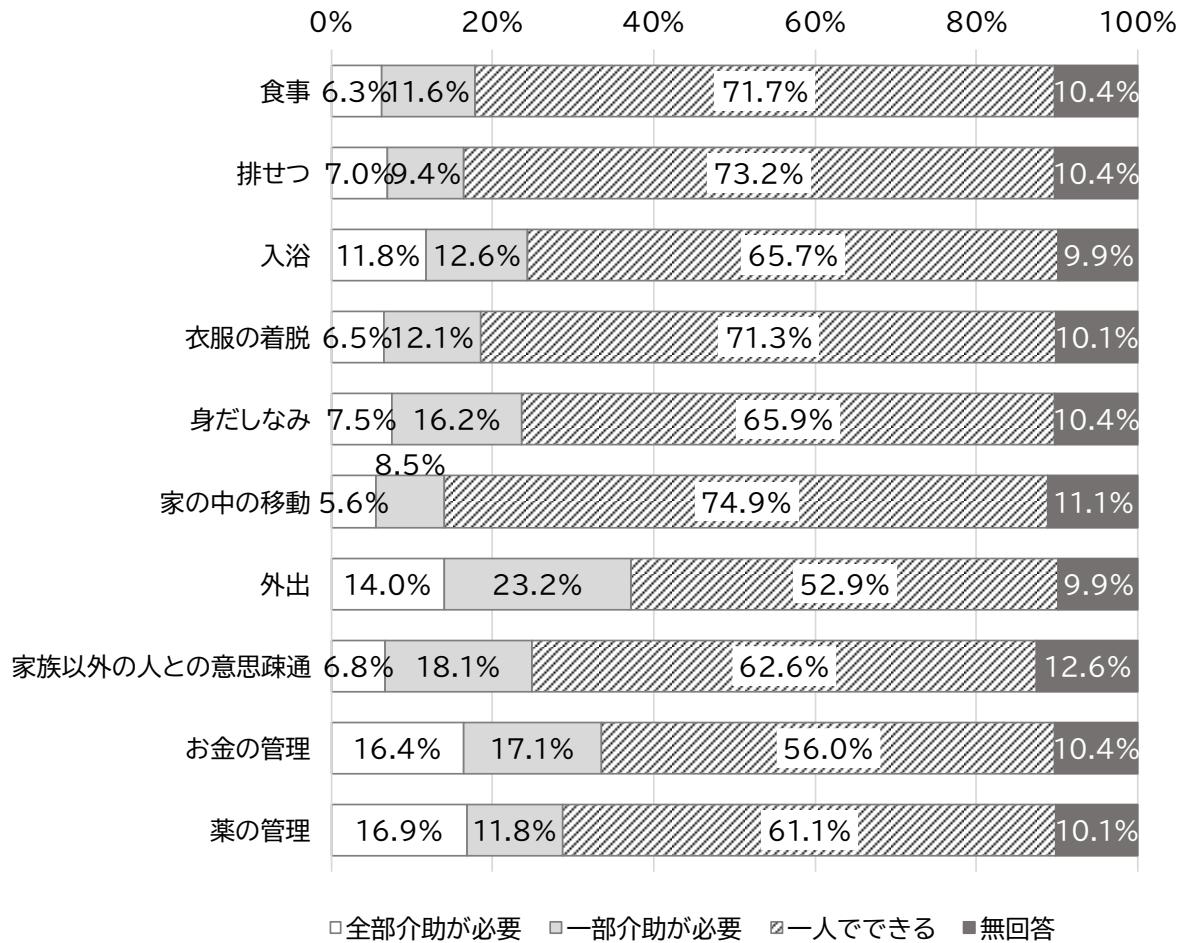
問9 日常生活で、次の10項目について、手助けが必要ですか。

（次の10項目それぞれに○を1つ）

日常生活で手助けが必要な項目の「全部介助が必要」は、「薬の管理」が16.9%と最も多く、次いで「お金の管理」が16.4%、「外出」が14.0%となっています。

「一部介助が必要」は、「外出」が23.2%と最も多く、次いで「家族以外の人との意思疎通」が18.1%、「お金の管理」が17.1%となっています。

「一人でできる」は、「家の中の移動」が74.9%と最も多く、次いで「排せつ」が73.2%、「食事」が71.7%となっています。

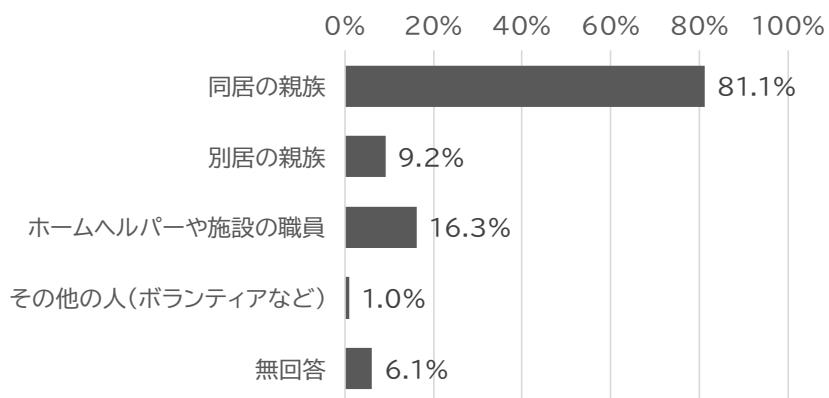


【問9の項目のいずれかで「全部介助が必要」または「一部介助が必要」を選択した場合にお答えください。】

問10 あなたの主な介助者（ケアラー）はどなたですか。

（あてはまるものすべてに○）

主な介助者（ケアラー）は、「同居の親族」が81.1%と最も多く、次いで「ホームヘルパー・施設職員」が16.3%、「別居の親族」が9.2%となっています。

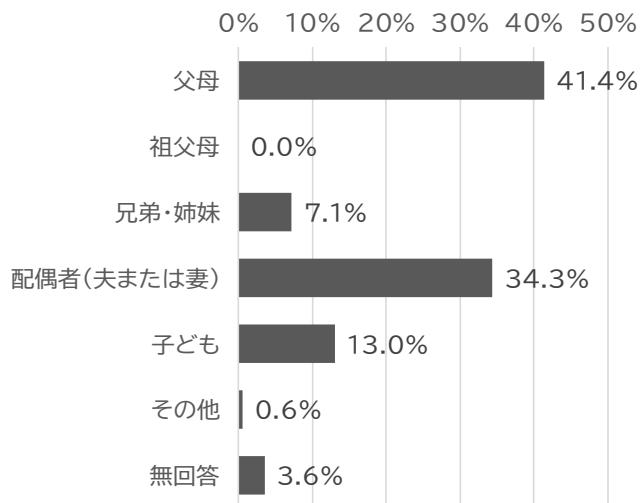


問11～問15は、「あなた」の介助をしているかたにうかがいます。【問10で「同居の親族」または「別居の親族」のいずれかを選択した場合にお答えください。】

問11 特に中心となって介助をしているかたの続柄、年齢、健康状態をお答えください。

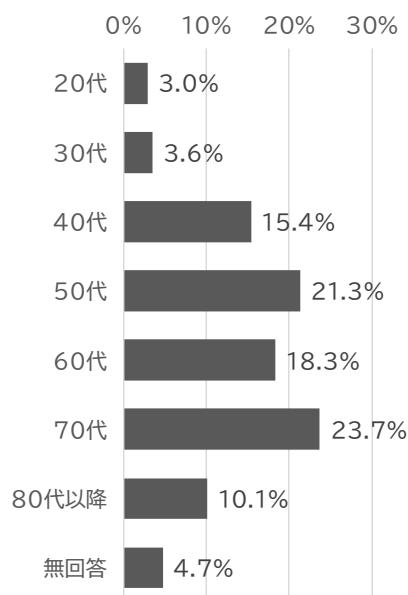
① 「あなた」からみた続柄(○は1つだけ)

中心となって介助をしているかたの続柄は、「父母」が41.4%と最も多い、次いで「配偶者(夫または妻)」が34.3%、「子ども」が13.0%となっています。



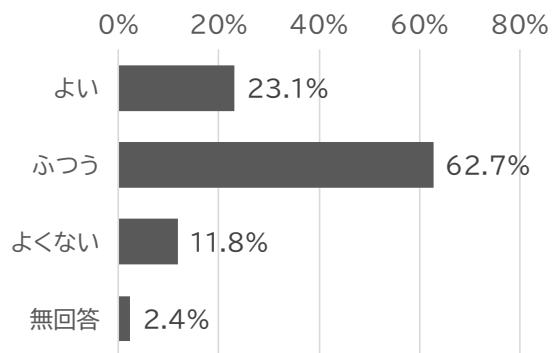
② 介助者の年齢（令和5年8月1日現在）（数字を記入）

中心となって介助をしているかたの年齢は、「70代」が23.7%と最も多い、次いで「50代」が21.3%、「60代」が18.3%となっています。



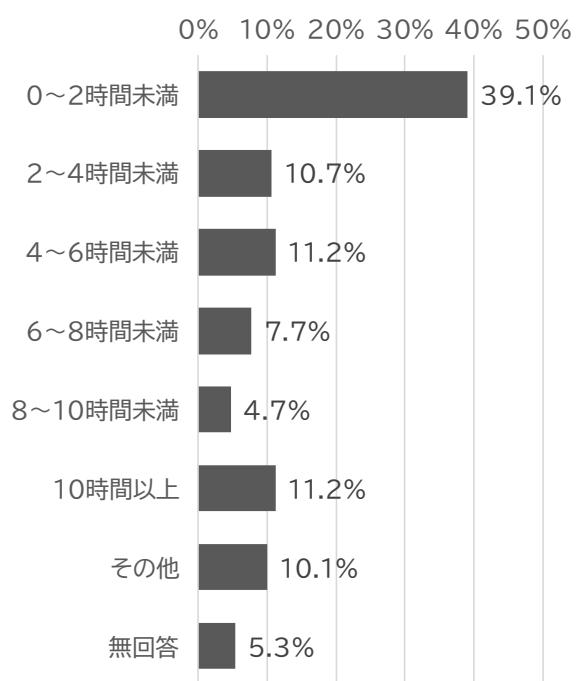
### ③ 介助者の健康状態(○は1つだけ)

中心となって介助をしているかたの健康状態は、「ふつう」が 62.7%と最も多く、次いで「よい」が 23.1%、「よくない」が 11.8%となっています。



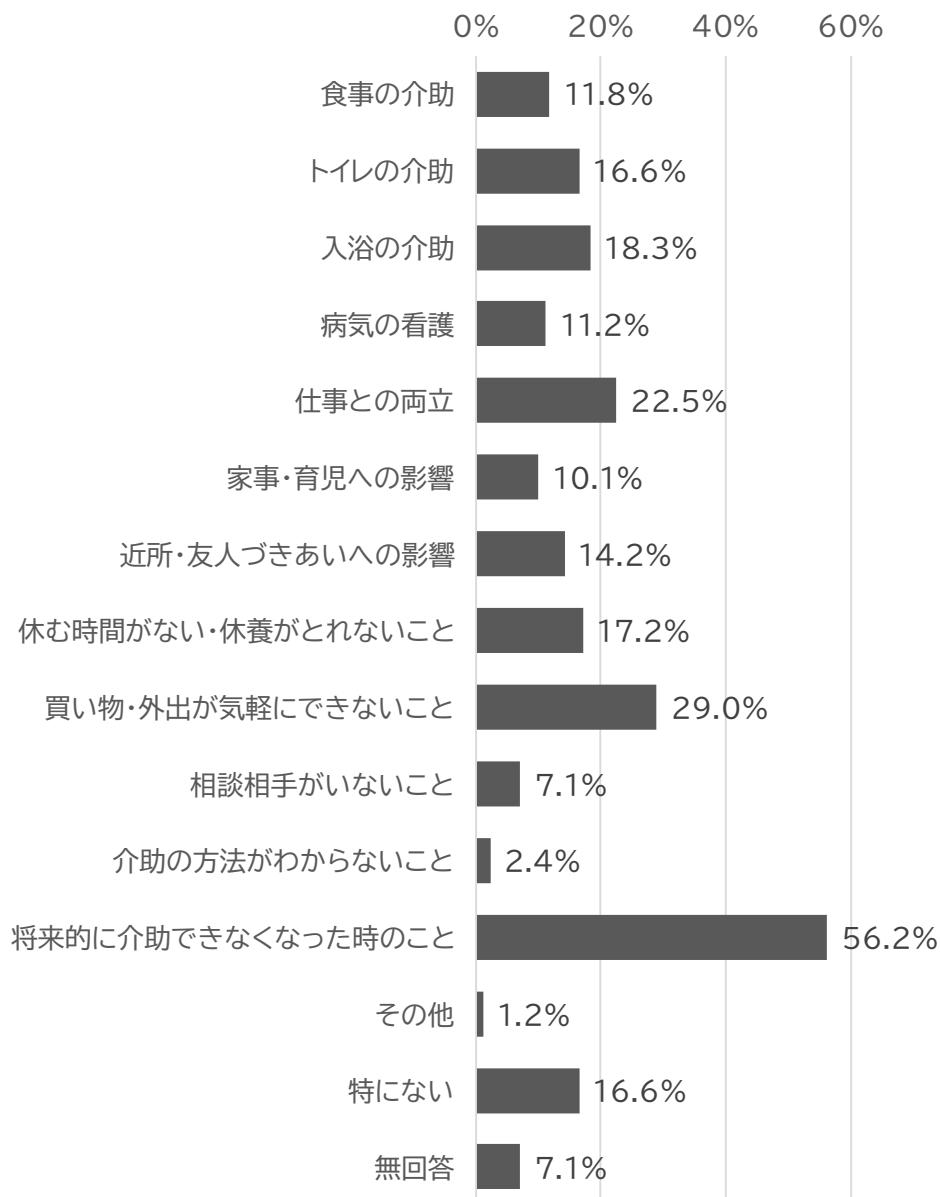
### 問 12 介助をしている時間は1日に何時間くらいですか。(○は1つだけ)

中心となって介助をしているかたの1日あたりの介助時間は、「0~2時間未満」が 39.1%と最も多く、次いで「4~6時間未満」「10 時間以上」が 11.2%、「2~4時間未満」が 10.7%となっています。



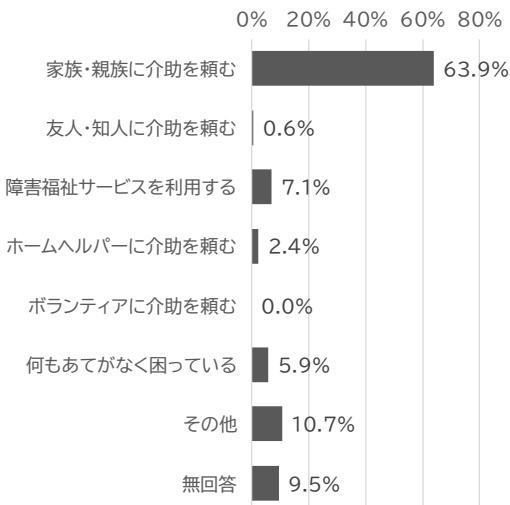
問13 介助をしていて困ること、不安なことは何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

中心となって介助をしているかたの、介助をしていて困ること、不安なことは、「将来的に介助できなくなった時のこと」が56.2%と最も多く、次いで「買い物・外出が気軽にできないこと」29.0%、「仕事との両立」が22.5%となっています。



問 14 病気、休養、冠婚葬祭などで一時的に介助できない時は主にどうしていますか。(○は1つだけ)

中心となって介助をしているかたが、病気、休養、冠婚葬祭などで一時的に介助できない時は「家族・親族に介助を頼む」が、63.9%と最も多く、次いで「障害福祉サービスを利用する」が7.1%、「何もあてがなく困っている」が5.9%となっています。



【問15は、18歳未満のかたの介助をしているかたがお答えください。】

問 15 障害のある子どものために、町はどのようなことに特に力を入れていく必要があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

障害のある子どものために、町の主な取り組みとしては、「療育内容や施設についての情報提供」が19件、「療育」「一時的な預かりや見守り」が15件、「診断後の具体的な指導、フォローアップ」が14件となっていました。

項目	度数	比率
療育	15	57.7%
診断後の具体的な指導、フォローアップ	14	53.8%
幼稚園・保育所での受入れ	8	30.8%
障害児のための専門的な教育の充実	11	42.3%
障害児のための学童保育の充実	12	46.2%
一時的な預かりや見守り	15	57.7%
通園・通学などにおける送迎サービス	8	30.8%
療育内容や施設についての情報提供	19	73.1%
周囲および家族への障害に関する教育	10	38.5%
医療的ケアが必要な児童への支援	13	50.0%
その他	2	7.7%
無回答	1	3.8%
回答者数	26	

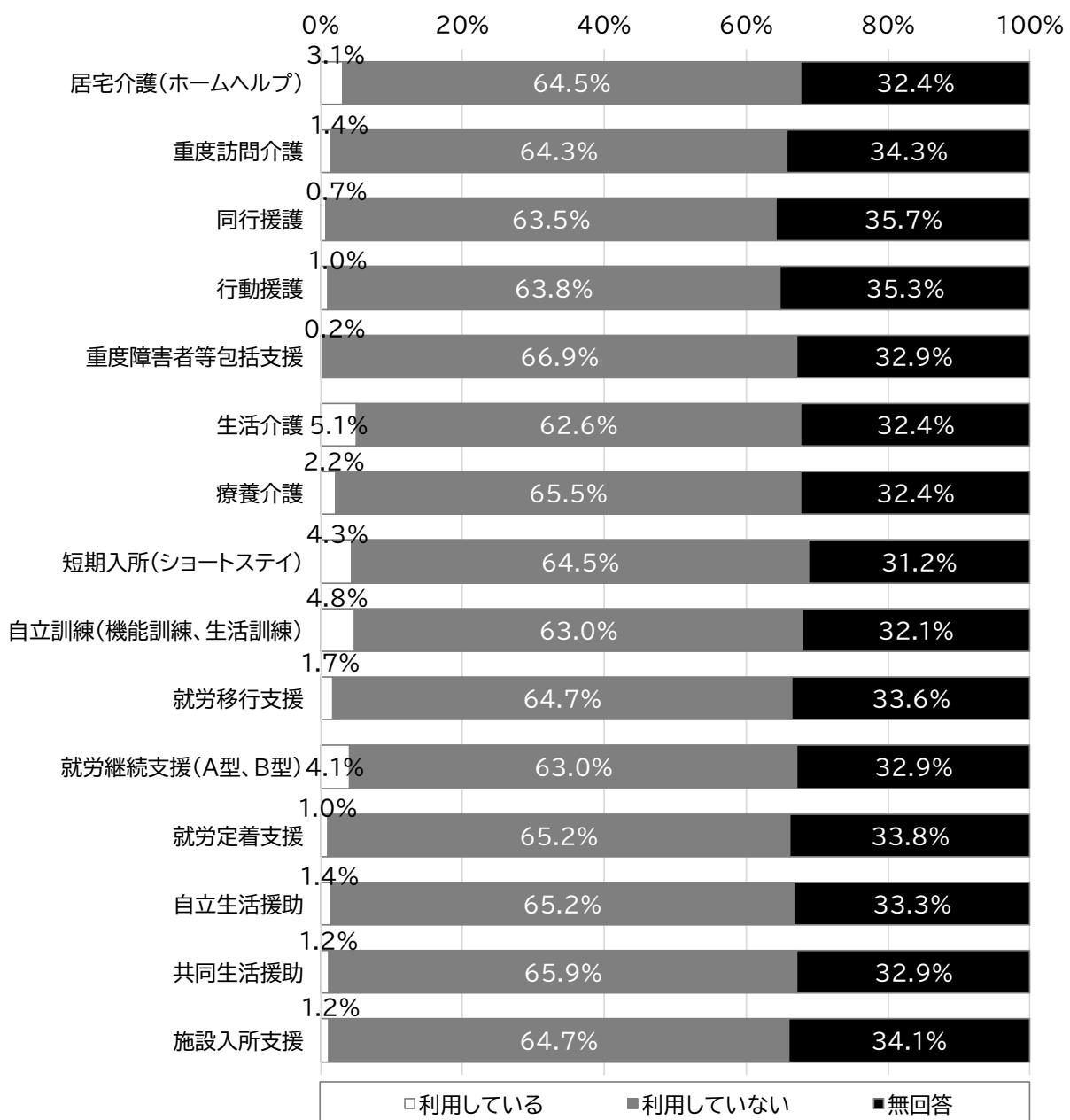
※回答者数が少ないため、表のみ掲載

## 4 障害福祉サービスなどの利用について

問16 あなたは次の障害福祉サービスを利用していますか。また、今後（3年以内に）利用したいと思いますか。（「居宅介護（ホームヘルプ）」から「施設入所支援」のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答（番号に○）してください）

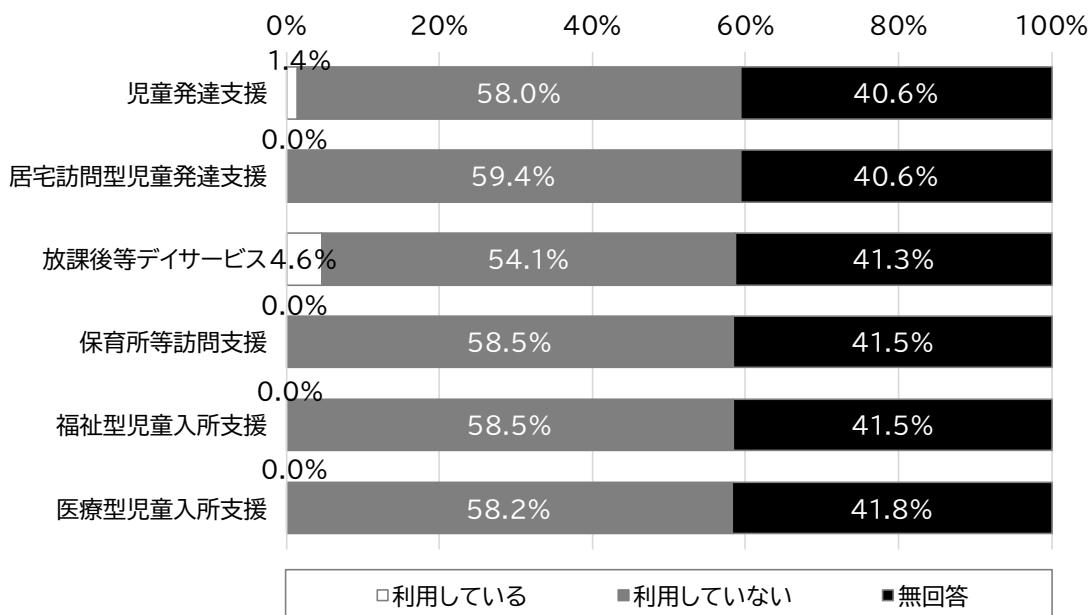
【障害者自立支援給付事業】（現在利用しているか）

障害者自立支援給付事業の内、「利用している」は、「生活介護」が5.1%と最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が4.8%、「短期入所（ショートステイ）」が4.3%となっています。



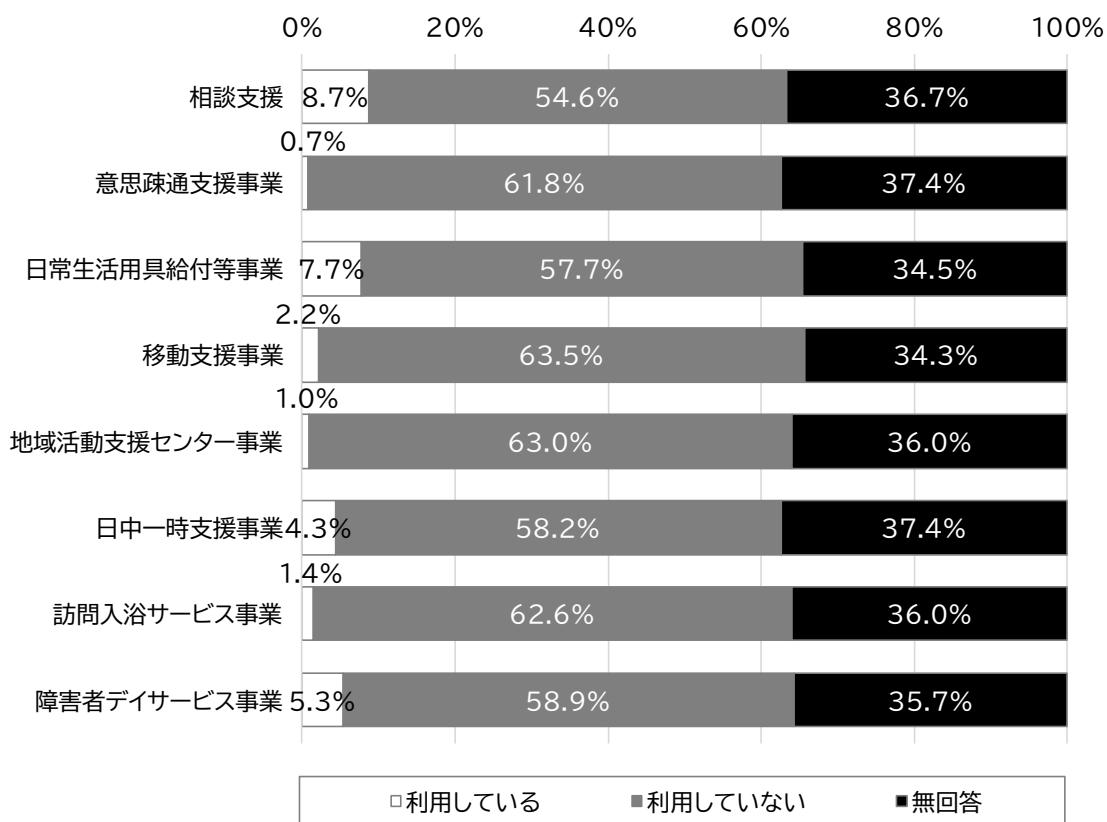
### 【障害児通所支援等】(現在利用しているか)

障害児通所支援等の内、「利用している」は、「放課後等デイサービス」が4.6%と最も多く、次いで「児童発達支援」が1.4%となっています。



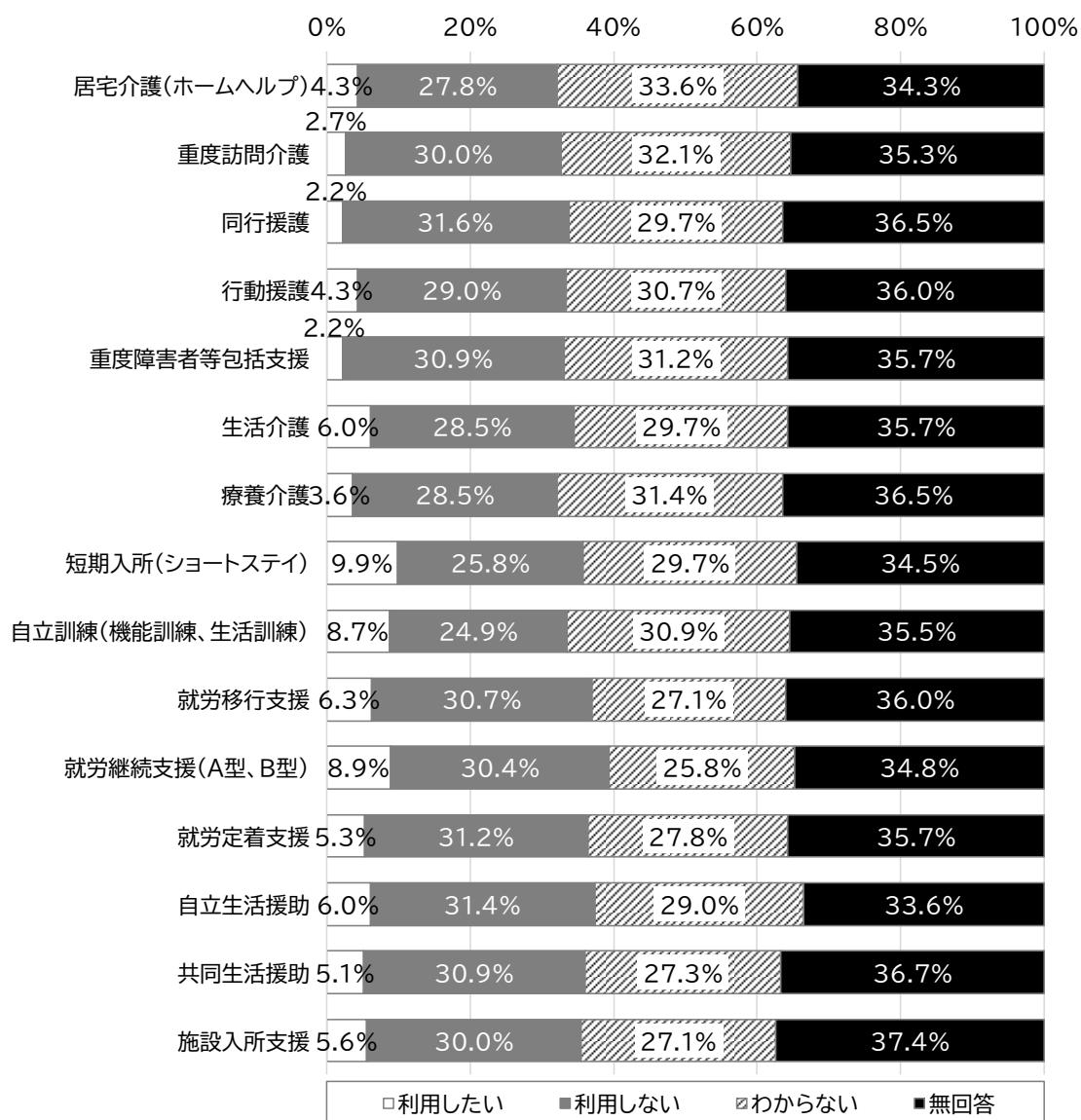
### 【地域生活支援事業】(現在利用しているか)

地域生活支援事業の内、「利用している」は、「相談支援」が8.7%と最も多く、次いで「日常生活用具給付等事業」が7.7%、「障害者デイサービス事業」が5.3%となっています。



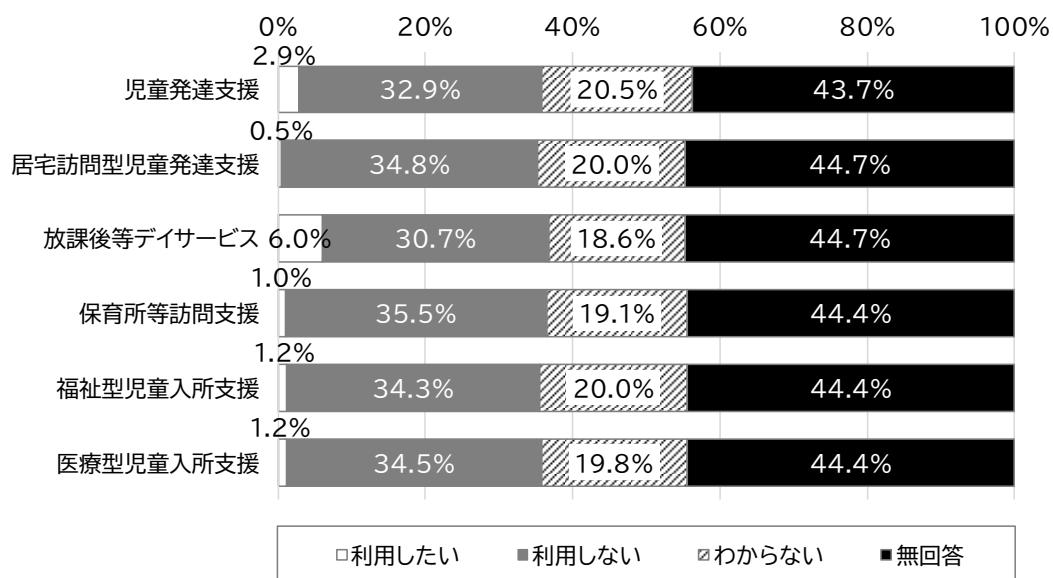
### 【障害者自立支援給付事業】(今後利用したいか)

障害者自立支援給付事業の内、「利用したい」は、「短期入所(ショートステイ)」が9.9%と最も多く、次いで「就労継続支援(A型、B型)」が8.9%、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が8.7%となっています。



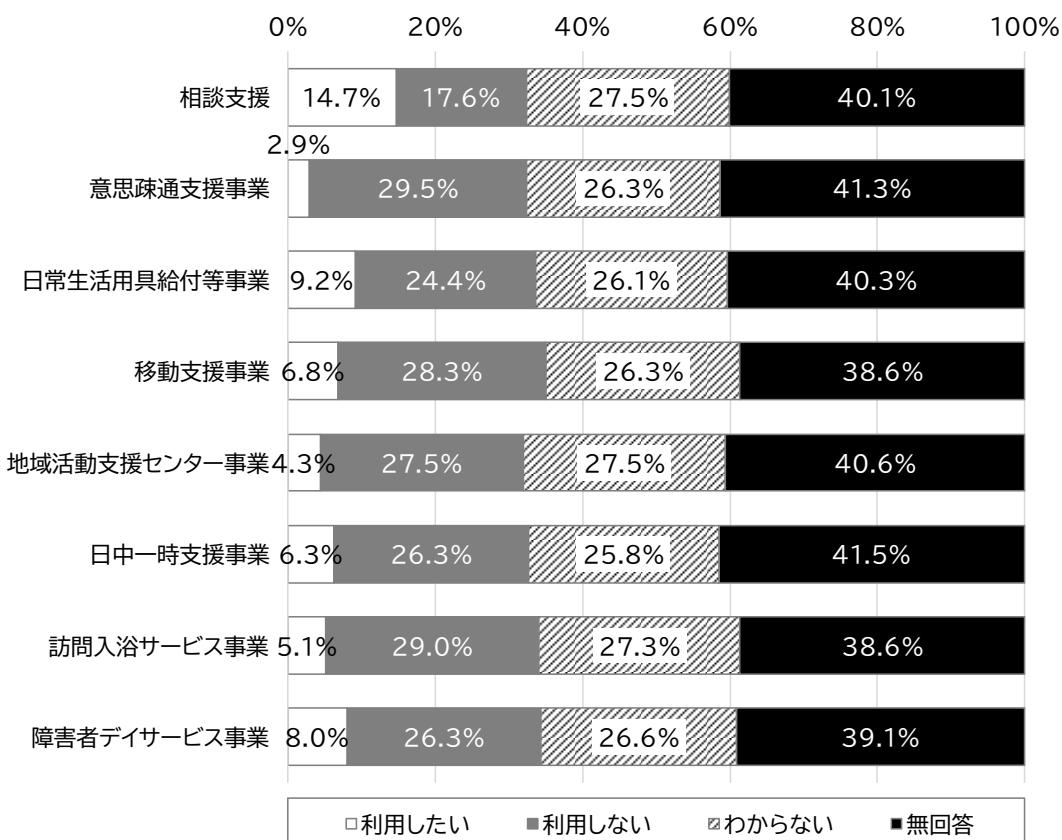
### 【障害児通所支援等】(今後利用したいか)

障害児通所支援等の内、「利用したい」は、「放課後等デイサービス」が6.0%と最も多く、次いで「児童発達支援」が2.9%、「福祉型児童入所支援」「医療型児童入所支援」が1.2%となっています。



### 【地域生活支援事業】(今後利用したいか)

地域生活支援事業の内、「利用したい」は、「相談支援」が 14.7%と最も多く、次いで「日常生活用具給付等事業」が 9.2%、「障害者デイサービス事業」が 8.0%となっています。



【問 16 の「居宅介護（ホームヘルプ）」～「障害者デイサービス事業」のいずれかのサービスで「現在利用している」を選択した場合にお答えください。】

問 17 利用しているサービスには満足していますか。（○は 1 つだけ）

利用しているサービスに、「満足している」が 67.2% となっています。

項目	度数	比率
満足している	78	67.2%
あまり満足していない	21	18.1%
無回答	17	14.7%
回答者数	116	100.0%

【問 17 で、「あまり満足していない」を選択した場合にお答えください。】

問 17-1 満足していないのはどのような点ですか。下の枠内にお書きください。

利用しているサービスの内、満足していない点は以下のとおりとなっています。

利用しているサービス	満足していない内容
短期入所(ショートステイ)	ショートステイ先のスタッフの対応
就労継続支援（A型、B型）	会社の残業があるときに、残業ができない事です。
就労継続支援（A型、B型）	新型コロナウイルスの感染防止対策の為に、事業所への通所が月一回になり、、、通所再開の見通しが分からないので。
施設入所支援	空いてなくて利用できない事が多い
相談支援	話をしているのに聞いてもらえない時や、いない時があり話が出来ない
日常生活用具給付等事業	制限がきびしい
日中一時支援事業	自己負担が大きいと感じています。
障害者デイサービス事業	送迎、（保護者送迎も含む）事業所の開所時間が労働時間と合わない
その他	親が高齢の為親がなくなった時に、相談したい。
	今の段階ではまだ利用しなくてすむ
	前回お世話になっていたヘルパーさんは、予定時間より早く訪問して来たりフライパンを使えなくしたり夕食も1品しか作らないと仰って翌週からは訪問中止しますと急にさじ投げられた
	今のところ利用しなくても大丈夫なので
	人工透析の病院間の移動手段
	指導員の態度がすごく悪い
	食事 病室より外に出る事がない
	管理的で、自由な発想が持ちにくい

【問18は、40歳以上のかたがお答えください。】

問18 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)

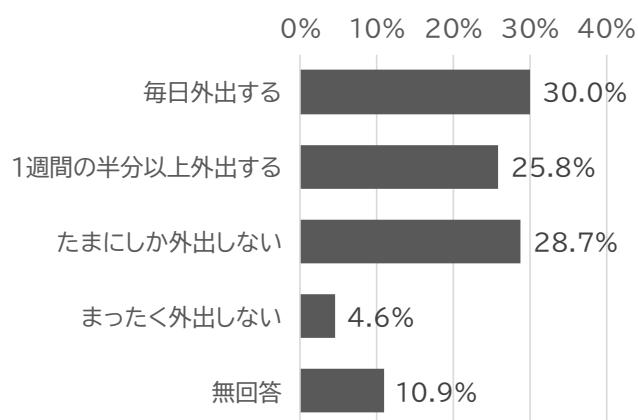
介護保険によるサービスを、「利用している」が16.2%となっています。

項目	度数	比率
利用している	55	16.2%
利用していない	206	60.6%
無回答	79	23.2%
回答者数	340	100.0%

## 5 日中活動や就労について

問19 あなたは、どのくらいの頻度で外出しますか。(○は1つだけ)

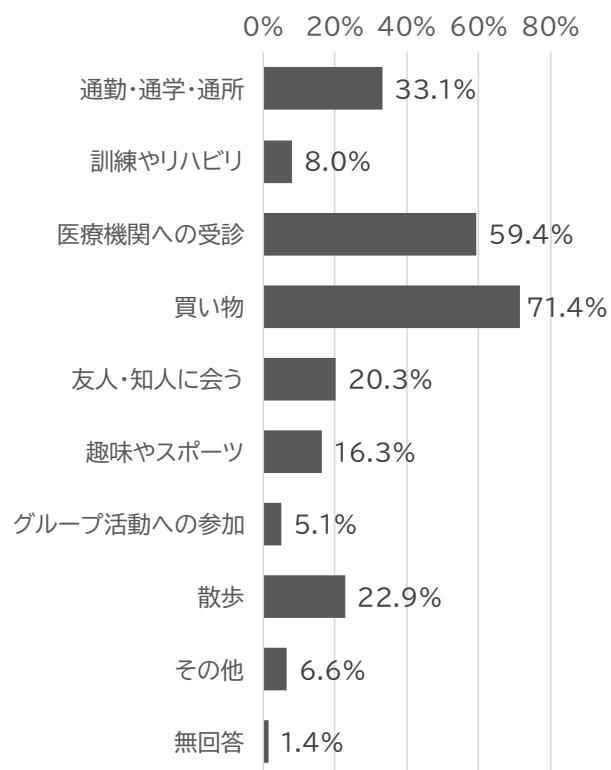
外出の頻度について、「毎日外出する」が30.0%と最も多く、次いで「たまにしか外出しない」が28.7%、「1週間の半分以上外出する」が25.8%となっています。



【問19-1、2は、問19で「毎日外出する」「1週間の半分以上外出する」「たまにしか外出しない」のいずれかを選択した場合にお答えください。】

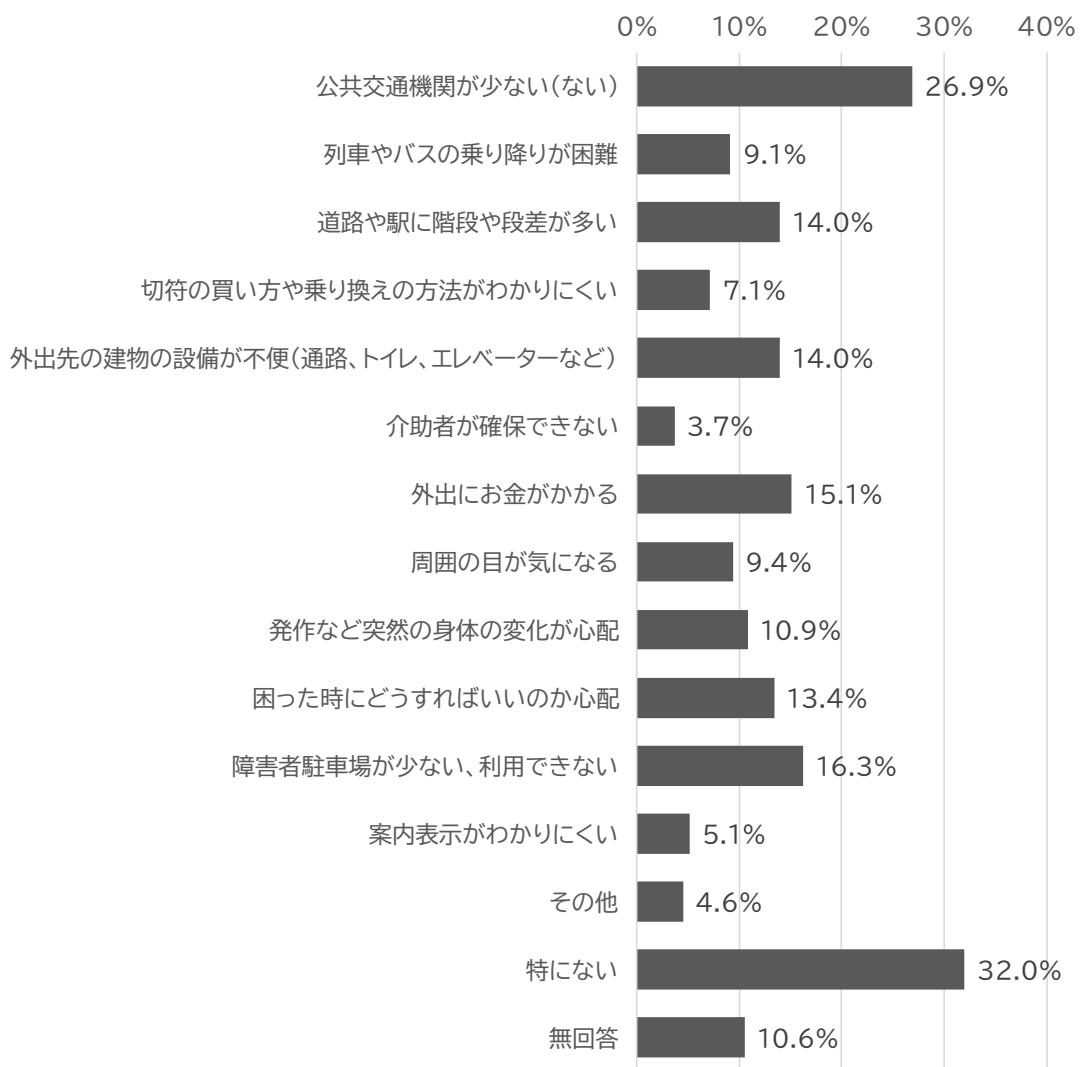
問19-1 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。  
(あてはまるものすべてに○)

外出の目的については、「買い物」が 71.4%と最も多く、次いで「医療機関への受診」が 59.4%、「通勤・通学・通所」が 33.1%となっています。



問 19-2 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない（ない）」が 26.9%と多く、次いで「障害者駐車場が少ない、利用できない」が 16.3%、「外出にお金がかかる」が 15.1%となっています。一方、「特にない」は、32.0%となっています。



【問19で、「まったく外出しない」を選択した場合にお答えください。】

問20 外出をしていない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

外出をしていない理由は、「歩行が困難」が9件と最も多く、次いで「トイレが心配」が6件、「病気」が5件となっています。

項目	度数	比率
歩行が困難	9	47.4%
耳が不自由	2	10.5%
目が不自由	2	10.5%
病気	5	26.3%
トイレが心配	6	31.6%
外での楽しみがない	2	10.5%
交通手段がない	3	15.8%
経済的に出られない	1	5.3%
その他	2	10.5%
無回答	3	15.8%
回答者数	19	

※回答者数が少ないとため、表のみ掲載

問21 あなたは保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援の事業所などに通っていますか。（○は1つだけ）

保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援の事業所などに通っているかたについては、「通っている」が9.2%となっています。

項目	度数	比率
通っている	38	9.2%
通っていない	241	58.2%
無回答	135	32.6%
合計	414	100.0%

【問21で、「通っている」を選択した場合にお答えください。】

問21-1 通園・通学していて、困っていることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

通園・通学していて、困っていることについては、「通うのが大変である」が5件と多く、次いで「友達ができない」が4件、「相談体制が十分でない」が3件となっています。

一方、「特にない」は、22件となっています。

項目	度数	比率
通うのが大変である	5	13.2%
トイレなどの施設が使いにくい	1	2.6%
友達ができない	4	10.5%
相談体制が十分でない	3	7.9%
介助体制が十分でない	2	5.3%
放課後に利用できるところがない	0	0.0%
夏休みなどの長期休暇中に利用できるところがない	1	2.6%
その他	2	5.3%
特にない	22	57.9%
無回答	4	10.5%
回答者数	38	

※回答者数が少ないため、表のみ掲載

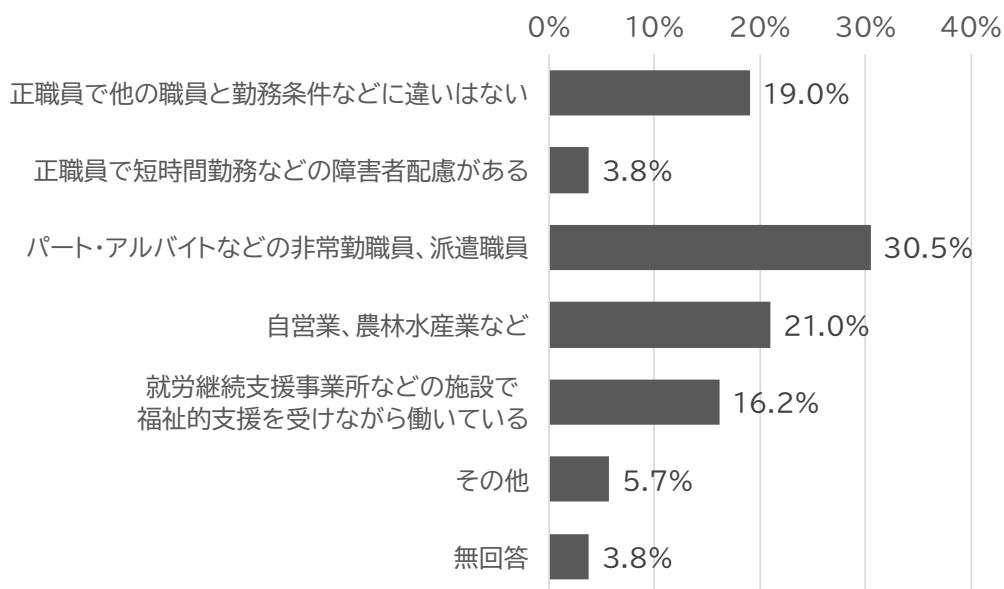
問22 あなたは現在、働いていますか。(○は1つだけ)

現在、働いているかについては、「働いている」が25.4%となっています。

項目	度数	比率
働いている(正職員、パート・アルバイト、自営業、施設などで働いている)	105	25.4%
働いていない	257	62.1%
無回答	52	12.6%
合計	414	100.0%

【問 22-1、2 は、問 22 で「働いている」を選択した場合にお答えください。】  
問 22-1 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

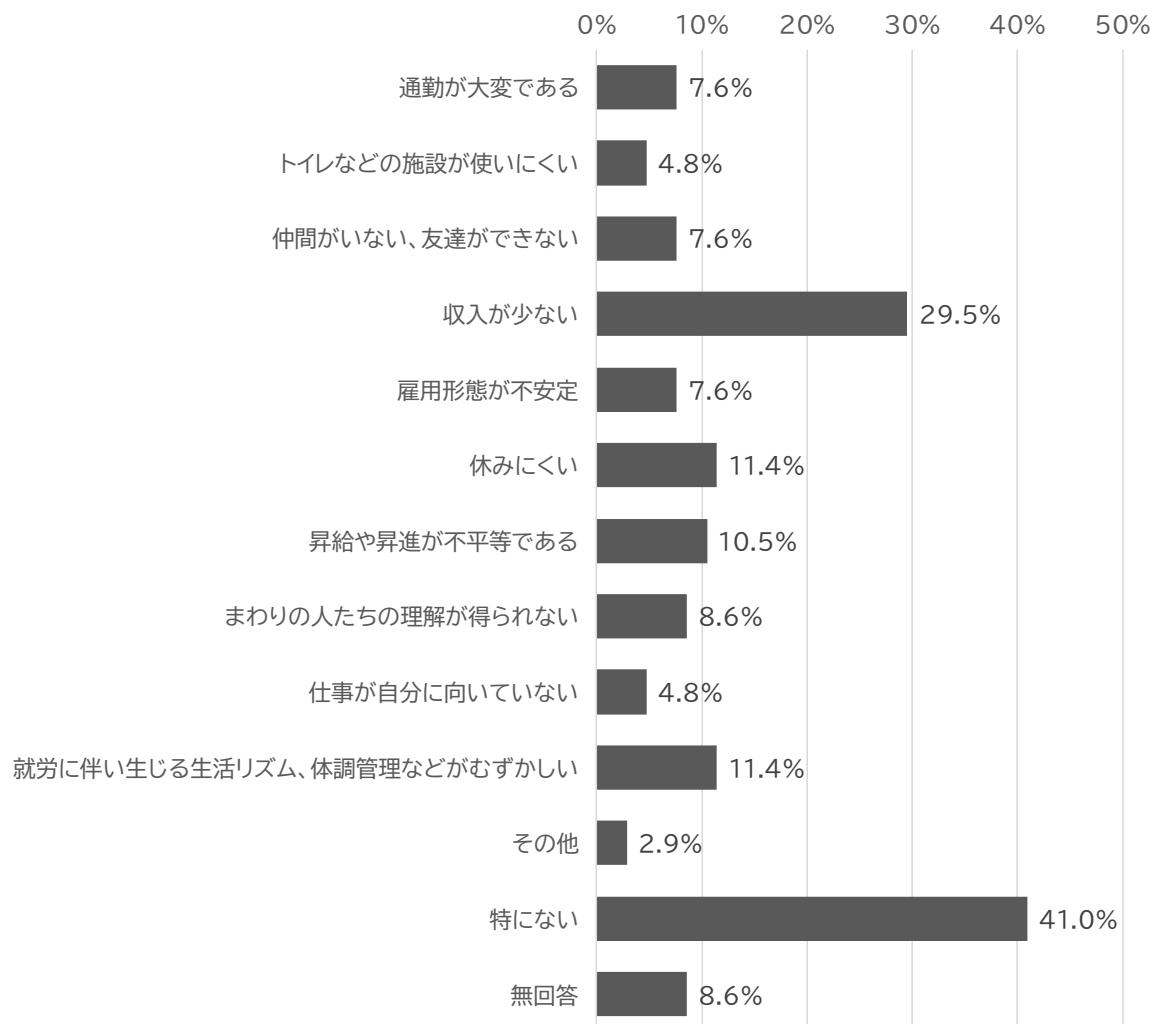
どのような勤務形態で働いているかについては、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 30.5%と最も多く、次いで「自営業、農林水産業など」が 21.0%、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が 19.0%となっています。



問 22-2 現在の仕事のことで不満に思っていることや、困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

現在の仕事のことで不満に思っていることや、困っていることについては、「収入が少ない」が 29.5%と多く、次いで「就労に伴い生じる生活リズム、体調管理などがむずかしい」「休みにくい」が 11.4%、「昇給や昇進が不平等である」が 10.5%となっています。

一方、「特がない」は、41.0%となっています。



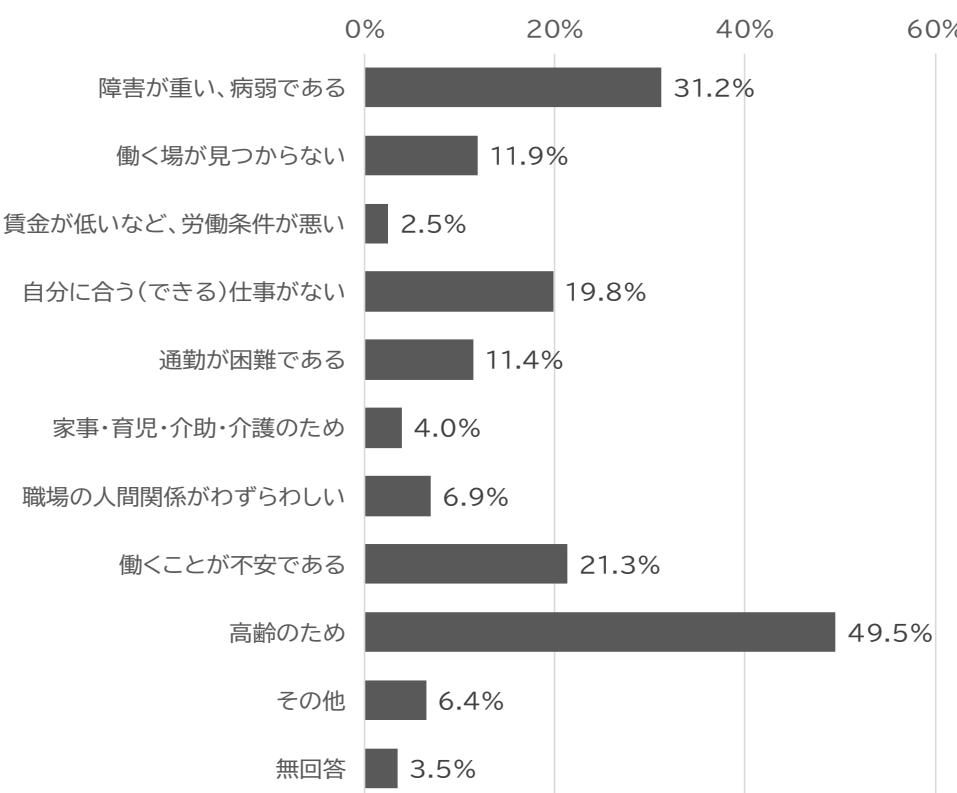
問23 あなたは今後、収入を得る仕事をしたい（継続したい）と思いますか。（○は1つだけ）

今後、収入を得る仕事をしたい（継続したい）と思うかについては、「仕事をしたい（継続したい）」が35.3%となっています。

項目	度数	比率
仕事をしたい（継続したい）	146	35.3%
仕事はしたくない、できない	202	48.8%
無回答	66	15.9%
合計	414	100.0%

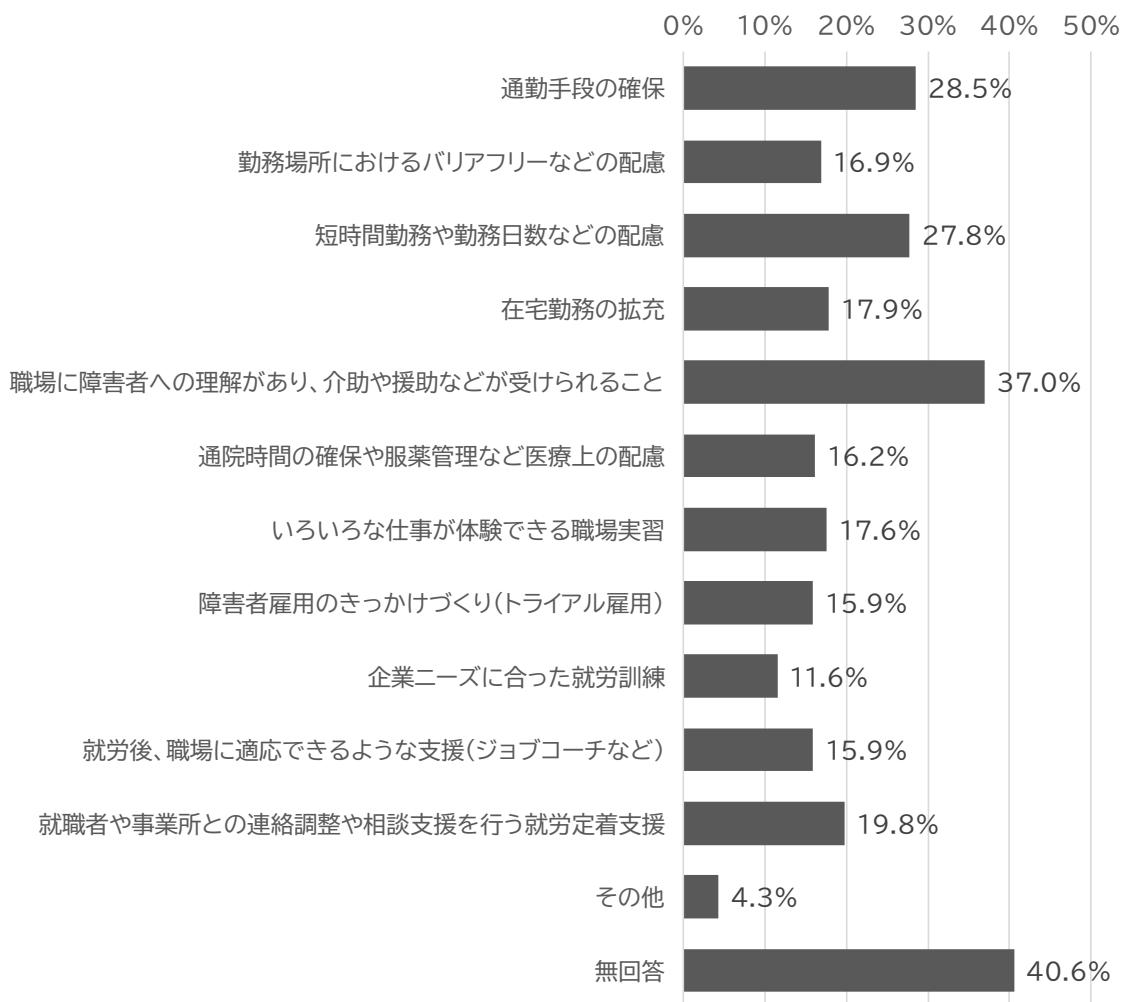
【問23で、「仕事はしたくない、できない」を選択した場合にお答えください。】  
問23-1 仕事はしたくない、できないという理由は何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

仕事はしたくない、できないという理由については、「高齢のため」が 49.5% と最も多く、次いで「障害が重い、病弱である」が 31.2%、「働くことが不安である」が 21.3% となっています。



問24 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

障害者の就労支援として、必要だと思うことについては、「職場に障害者への理解があり、介助や援助などが受けられること」が37.0%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が28.5%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が27.8%となっています。

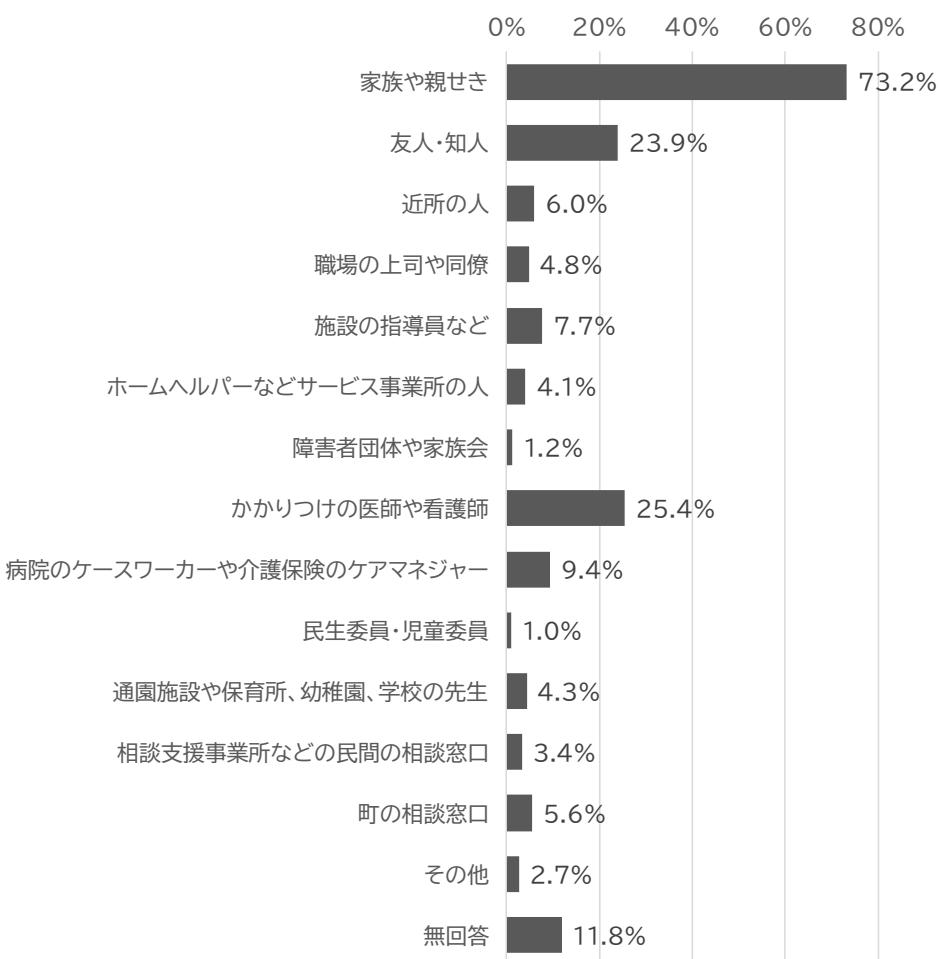


## 6 周囲の人たちとのつながりについて

問25 あなたは、ふだん悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

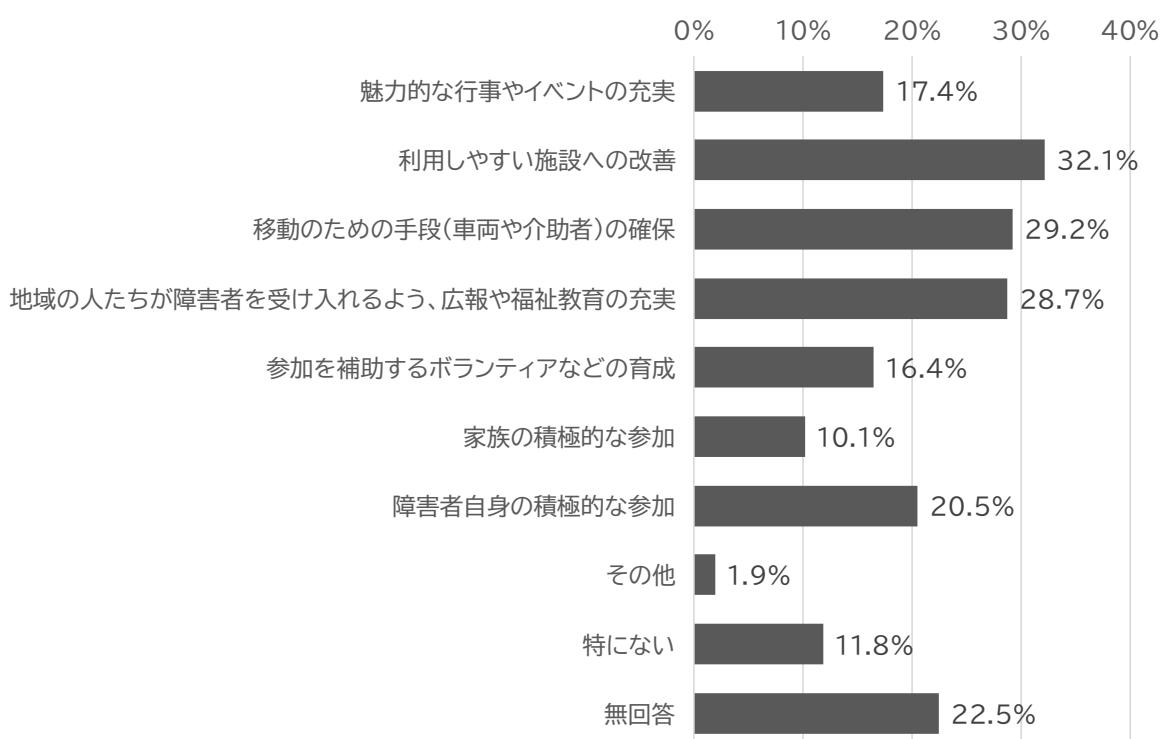
(あてはまるものすべてに○)

ふだん悩みや困ったことを誰に相談するかについては、「家族や親せき」が73.2%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.4%、「友人・知人」が23.9%となっています。



問26 障害のあるかたが地域や社会に積極的に参加していくために、どのようなことが大切だと思いますか。（○は3つまで）

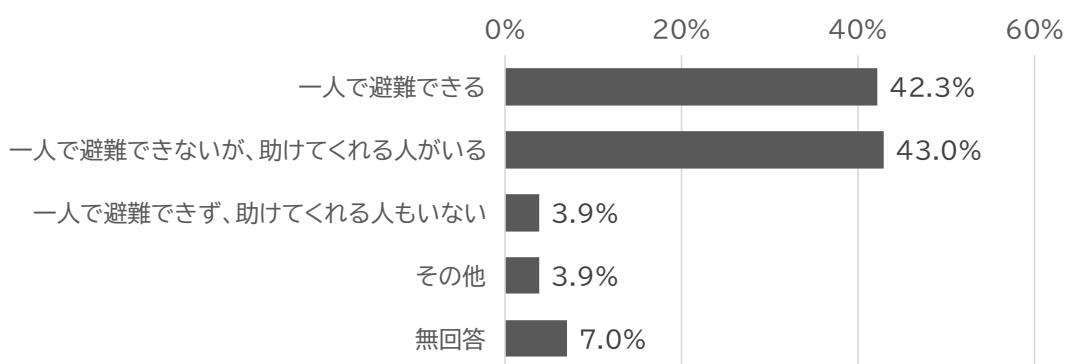
障害のあるかたが地域や社会に積極的に参加していくために、大切なことは、「利用しやすい施設への改善」が32.1%と最も多く、次いで「移動のための手段（車両や介助者）の確保」が29.2%、「地域の人たちが障害者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」が28.7%となっています。



## 7 災害時の避難について

問 27 あなたは、台風や地震などの災害時に一人で避難できますか。  
(○は1つだけ)

台風や地震などの災害時に一人で避難できるかについては、「一人で避難できないが、助けてくれる人がいる」が43.0%と最も多く、次いで「一人で避難できる」が42.3%となっています。



問 28 避難行動要支援者名簿を知っていますか。(○は1つだけ)

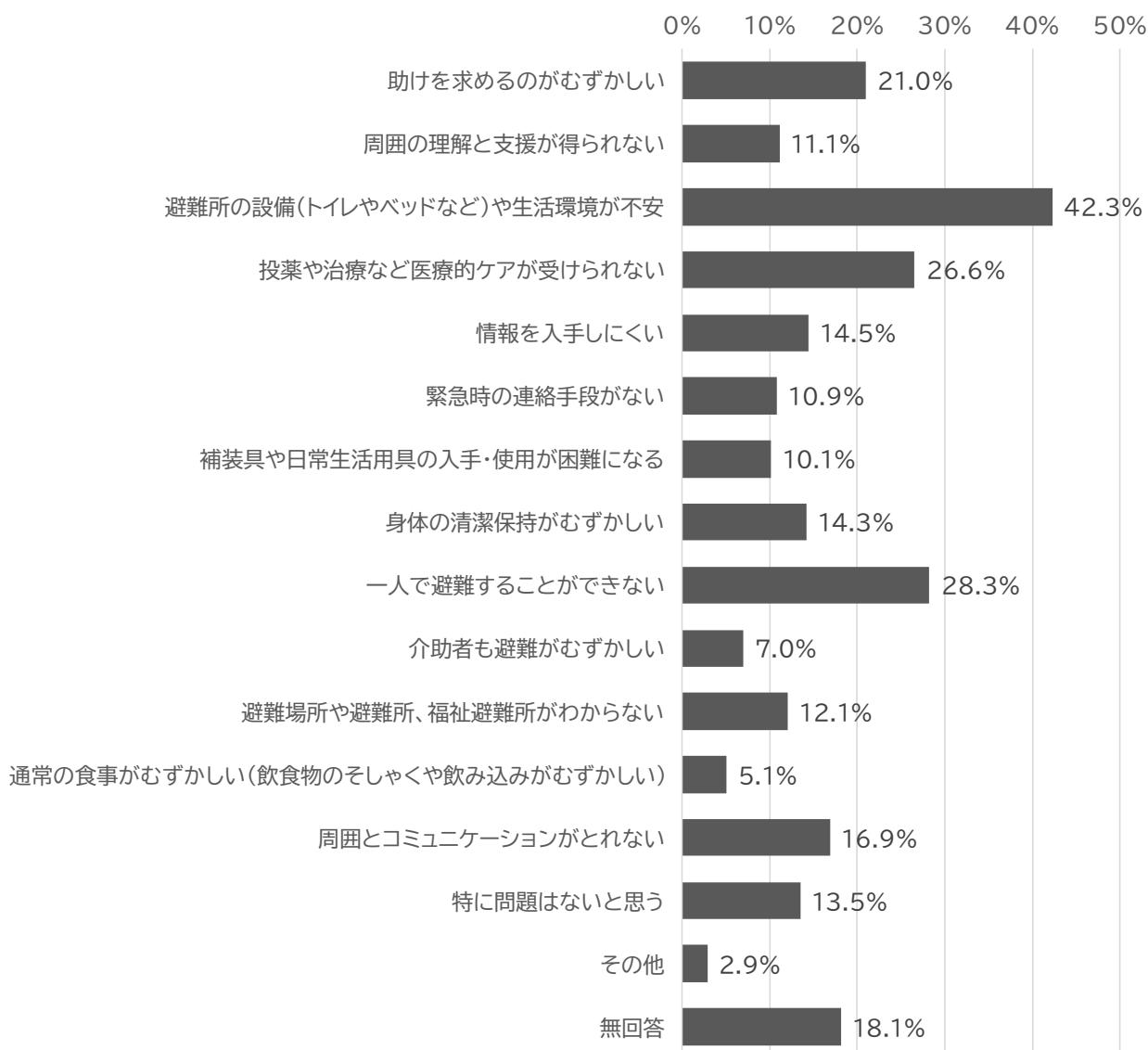
\*避難行動要支援者名簿とは、災害時に避難誘導や情報伝達などの支援が受けられるよう住所や氏名、身体状況などの個人情報を、災害時に備えて同意をして登録する名簿です。

避難行動要支援者名簿を知っているかについては、「知っている」が19.1%となっています。

項目	度数	比率
知っている	79	19.1%
知らない	299	72.2%
無回答	36	8.7%
合計	414	100.0%

問 29 台風や地震などの災害時に心配なことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

台風や地震などの災害時に心配なことについては、「避難所の設備（トイレやベッドなど）や生活環境が不安」が42.3%と最も多く、次いで「一人で避難することができない」が28.3%、「投薬や治療など医療的ケアが受けられない」が26.6%となっています。



## 8 障害者への理解や権利について

問30 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

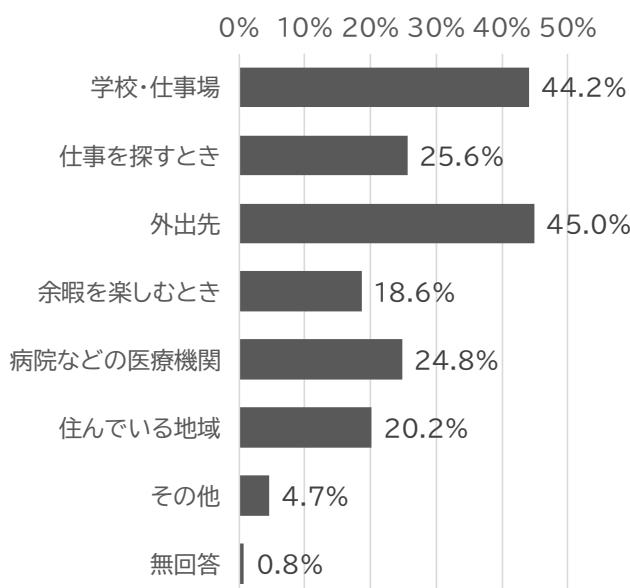
障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が31.2%となっています。

項目	度数	比率
ある	129	31.2%
ない	226	54.6%
無回答	59	14.3%
合計	414	100.0%

【問30で、「ある」を選択した場合にお答えください。】

問30-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「外出先」が45.0%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が44.2%、「仕事を探すとき」が25.6%となっています。



問 31 成年後見制度・権利擁護等のサービスを利用していますか。  
(○は1つだけ)

成年後見制度・権利擁護等のサービスの利用については、「利用しているまたは利用を検討している」が1.2%となっています。

項目	度数	比率
利用しているまたは利用を検討している	5	1.2%
利用していない	304	73.4%
無回答	105	25.4%
合計	414	100.0%

【問31で、「利用しているまたは利用を検討している」を選択した場合にお答えください。】

問31-1 利用しているまたは検討しているサービスで該当するものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

利用しているまたは検討しているサービスで該当するものについては、「日常生活自立支援事業の利用」が4件と多く、次いで「成年後見制度の利用」が2件となっています。

項目	度数	比率
成年後見制度の利用	2	40.0%
日常生活自立支援事業の利用	4	80.0%
身元保証を含む民間保証会社等の利用	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	5	/

※回答者数が少ないため、表のみ掲載

【問 31-2、3 は、問 31-1 で、「成年後見制度の利用」を選択した場合にお答えください。】

問 31-2 成年後見制度の利用または検討している後見人はどれですか。  
(あてはまるものすべてに○)

成年後見制度の利用または検討している後見人はどれかについては、「成年後見人」が2件となっています。

項目	度数	比率
成年後見人	2	100.0%
保佐人	0	0.0%
補助人	0	0.0%
任意後見人	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	2	

※回答者数が少ないため、表のみ掲載

問 31-3 成年後見制度の利用を進めるうえで、困難だと感じている事はありますか。(あてはまるものすべてに○)

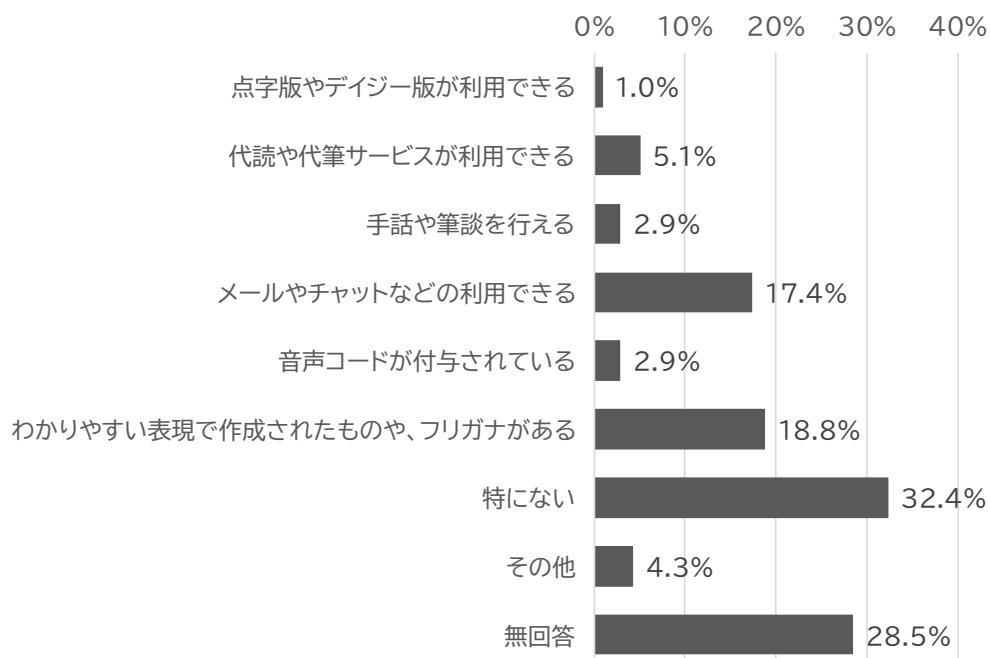
成年後見制度の利用を進めるうえで、困難だと感じている事については、「後見人候補者の確保が困難である」が2件となっています。

項目	度数	比率
成年後見申立費用を工面するのが困難である	0	0.0%
財産が少なく、後見人への報酬支払が困難である	0	0.0%
申立人(親族)が決まらない	1	50.0%
後見人候補者の確保が困難である	2	100.0%
成年後見申立の資料収集が困難である	1	50.0%
その他の支障がある	0	0.0%
特に支障となっている点はない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	2	

※回答者数が少ないため、表のみ掲載

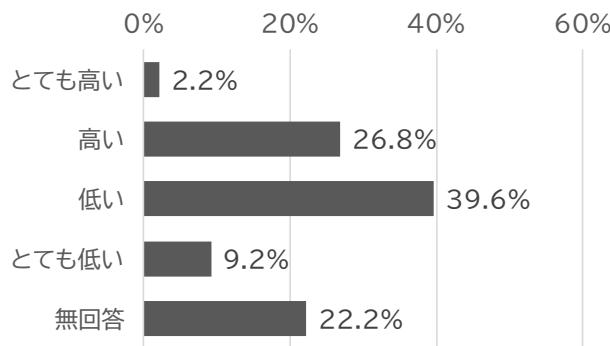
問32 あなたが情報のやりとりをするために必要なことは、次のうちどれですか。（あてはまるものすべてに○）

情報のやりとりをするために必要なことについては、「わかりやすい表現で作成されたものや、フリガナがある」が18.8%と最も多く、次いで「メールやチャットなどの利用できる」が17.4%、「代読や代筆サービスが利用できる」が5.1%となっています。



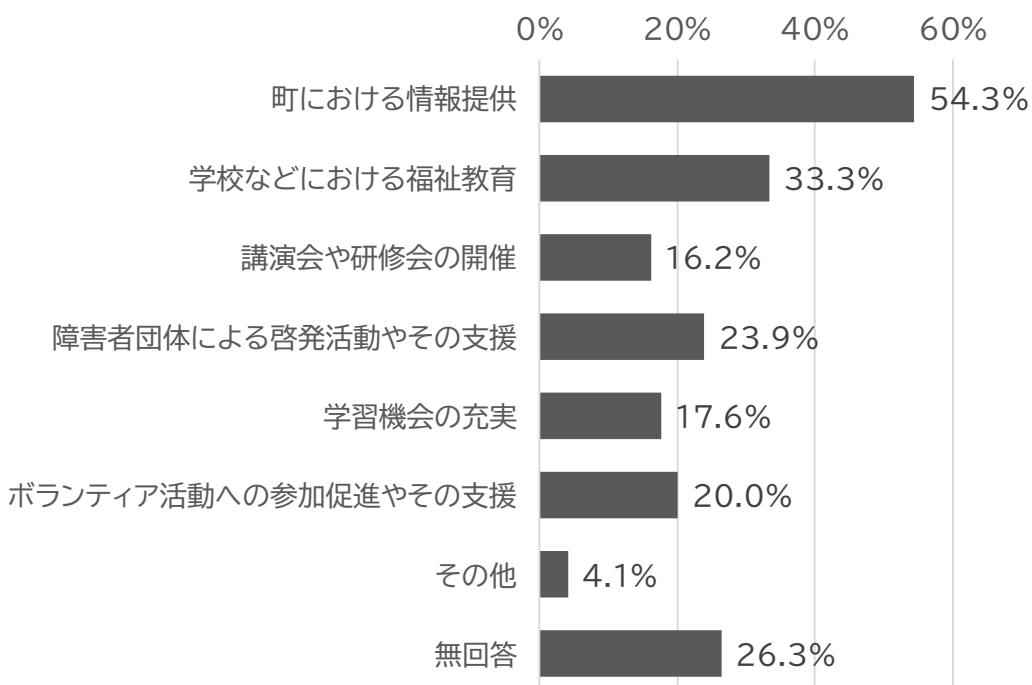
問33 境町町民の障害のあるかたに対する理解度はどのくらいだと思いますか。（○は1つだけ）

境町町民の障害のあるかたに対する理解度については、「低い」が39.6%と最も多く、次いで「高い」が26.8%、「とても低い」が9.2%となっています。



問34 障害のあるかたへの理解を高めるためには、どんなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

障害のあるかたへの理解を高めるためには、どんなことが必要だと思うかについては、「町における情報提供」が 54.3%と最も多く、次いで「学校などにおける福祉教育」が 33.3%、「障害者団体による啓発活動やその支援」が 23.9%となっています。



## 第3章 第4次障害者計画

### 第1節 計画の基本理念

障がいのある人ない人が、ともに理解し合い、  
こころ豊かに暮らす共生社会をめざして

障害者基本法第1条に規定されているように、障がい福祉施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念としています。障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、本計画は「障がいのある人ない人が、ともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会をめざして」を基本理念としています。

### 第2節 基本理念に基づく基本指針

基本理念のもと、5つの基本指針を定め障がい福祉施策を推進します。

#### 基本指針1：自立生活の支援の推進

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」を踏まえ、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

また、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援の充実と基幹相談支援センターの設置に努めます。

## **基本指針2：保健・医療の推進**

早い段階で療育を受けることは、障がいの軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。町としても、妊産婦を対象とした保健指導や乳幼児を対象とした各種健診・育児相談を実施し、早期発見、早期療育のための関係機関と連携し、体制の充実に引き続き努めます。

医療的ケアが必要な方に対応する為、関係分野が連携を図り、協議の場の設置（境町地域自立支援協議会等）を検討します。

## **基本指針3：雇用・就業・経済的自立の支援**

平成25年に「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等の生産活動の支援が規定されるとともに、平成25年・令和元年・令和4年に「障害者雇用促進法」が順次改正され、障がい者への差別の禁止・合理的配慮の提供義務・国及び地方公共団体による率先的な雇用・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など、雇用の分野における障害者の権利保障等が示されました。

こういった背景を踏まえ、障がいのある人の雇用と就労を促進するため、関係機関と連携した雇用の場の確保と就労の定着を図ります。

## **基本指針4：安全・安心な生活環境の整備**

住居、交通、防犯・防災対策、生きがいづくり等、障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して移動・活動できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境の充実を図り、豊かな地域生活を支援します。

## **基本指針5：差別解消・権利擁護の推進**

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の一層の浸透に向け、広報・啓発活動に取り組み、障がい者に対する差別的取扱い及び合理的配慮の提供の促進に努めます。町では、「境町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を平成31年4月に施行し、差別解消の取組みを行っています。

## 第4章 第7期障害福祉計画

### ・第3期障害児福祉計画

#### 第1節 計画の位置づけ

「障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に基づき障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を図るために、「障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援等の基盤整備を図るために策定したものです。

本町では、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を一体的に策定しました。

#### 第2節 基本指針に基づく成果目標

##### 1. 施設入所者の地域生活の移行

施設に入所している障がいのある人（施設入所者）のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者数の数値目標を設定します。

###### ■施設入所者数

国の基本指針
○令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する事を基本とする。

	目 標	考え方
地域生活移行者数	37人	令和4年度末時点の入所者数
【目標値】	2人	令和8年度末までにグループホーム等への移行者数見込み

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らす事ができるよう、地域包括ケアシステム構築についての目標値を設定します。

### ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの成果目標

国的基本指針		
○各市町村（又は、圏域）に保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置・充実する事を基本とする。		

	目 標	考え方
【目標】 協議の場の開催回数	1回／年	境町地域自立支援協議会を協議の場として設定したため、具体的に活用できるよう検討を進めます。

## 3. 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、体制の構築についての目標を設定します。

また、強度行動障害を有する者に関して、町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備の構築についての目標を設定します。【新規】

### ■地域生活支援拠点等の整備にかかる成果目標

国的基本指針		
○各市町村（又は、圏域）に1つ以上の地域生活支援拠点等の整備を進め、コーディネーターを配置し効果的な支援体制を構築する。		

	数値	考え方
【目標】 設置状況	1か所	令和8年度末までの整備を目指し、効果的な支援体制の構築を図る。

■強度行動障害を有する者への支援体制整備かかる成果目標 【新規】

国の基本指針		
○各市町村（又は、圏域）において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。		

	目 標	考え方
【目標】 強度行動障害を有する 者への支援体制の有無	有	令和8年度末までに強度行動障害を 有する者への支援体制を整備する。 (自立支援協議会等での協議等)

#### 4. 福祉施設からの一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労への移行を推進します。

また、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方に、生活リズムや体調の管理など必要な連絡調整や指導・助言等を行い（就労定着支援）、障がい者の自立に向けた地域移行を支援します。

■福祉施設から一般就労への移行にかかる成果目標

国の基本指針		
○令和8年度までの一般就労移行者数が令和3年度実績の1.28倍以上とする事 を基本とする。 ○令和8年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）が令和3年度実績の1.31 倍以上とする事を基本とする。 ○令和8年度までの就労継続支援A型については令和3年度実績の1.29倍以 上、就労継続支援B型については1.28倍以上とする事を目指す。 ○令和8年度末における就労定着支援の利用者を令和3年度末実績の1.41倍以上 とする。 【新規】		

【目標】	目 標	考え方
令和8年までの一般就労移行者数	5人	令和3年度実績の1.28倍以上
令和8年までの一般就労移行者数 (就労移行支援)	1人	令和3年度実績の1.31倍以上
令和8年までの一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	3人	令和3年度実績の1.29倍以上
令和8年までの一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人	令和3年度実績の1.28倍以上
令和8年度末利用者数 (就労定着支援)	1人	令和3年度実績の1.41倍以上

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

福祉・保健・医療・保育・教育等と連携して、地域における支援体制を整備し、障がい児支援を包括的にするための目標値を設定します。

### ■障がい児支援の提供体制の整備にかかる成果目標

国的基本指針
○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（又は、圏域）に少なくとも1か所以上設置する事を基本とする。
○令和8年度末までに保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進体制を構築する事を基本とする。
○令和8年度末までに、医療的ケア児支援体制構築のための協議の場を設置する。

	目 標	考え方
児童発達支援センター設置数	1か所	令和8年度末時点における設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進体制の構築	有	令和8年度末時点における有無
医療的ケア児支援のための協議の場を設置	有	令和8年度末時点における有無

## 6. 相談支援体制の充実・強化

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

### ■相談支援体制の充実・強化等の成果目標

国的基本指針
○令和8年度末までに、各市町村（又は、圏域）において、総合的・専門的な相談支援の体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する事を基本とする。

	目 標	考え方
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援体制の実施の有無	有	令和8年度末時点において基幹相談支援センターの設置

## 第3節 障がい福祉サービス等の見込量

### 1. 訪問系サービス

#### ■訪問系サービスの種類と内容

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### ■訪問系サービスの見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	延時間/月	515	518	521
	実人/月	14	15	15

### ■見込量の設定の考え方

○第6期障害福祉計画における実績から、「訪問系サービス」については、利用人数・利用時間ともに横ばいで推移していることを反映しつつ、特に増加傾向にある「重度訪問介護」については伸び率を考慮し、見込みました。

## 2. 日中活動系サービス

### ■日中活動系サービスの種類と内容

生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことが出来るよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活の能力に必要な訓練等の支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して就労能力や適性等に合った選択を支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上の為の訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援 A型	一般企業等への就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援等を行います。
就労継続支援 B型	一般企業等への就労が困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を通じて一般就労に移行した障がいのある人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅で暮らす障がいのある人を介助する人が病気等の場合に、障がいのある人が短期入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

### ■日中活動系サービス見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延人日/月	1,516	1,567	1,621
	実人/月	74	77	80
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	14	14	14
	実人/月	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	17	17	17
	実人/月	1	1	1
就労選択支援	延人日/月	—	300	380
	実人/月	—	15	19
就労移行支援	延人日/月	90	90	90
	実人/月	4	4	5
就労定着支援	延人日/月	1	1	1
	実人/月	1	1	1
就労継続支援A型	延人日/月	529	635	762
	実人/月	26	31	38
就労継続支援B型	延人日/月	1,203	1,323	1,456
	実人/月	60	66	73
療養介護	延人日/月	122	122	122
	実人/月	4	4	4
短期入所	延人日/月	70	70	70
	実人/月	8	8	8

## ■見込量の設定の考え方

○第6期障害福祉計画における実績を踏まえ、「生活介護」「就労継続支援A型・B型」は増加傾向を見込みました。「自立訓練」「就労移行支援」「短期入所」に関しては実績を踏まえ、年度により利用に差がある為、利用者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう見込みました。新設される「就労選択支援」については、利用開始の令和7年度から見込みました。

### 3. 居住系サービス

#### ■居住系サービスの種類と内容

施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む居住において、主として夜間に相談や、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

#### ■居住系サービスの見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	実人/月	39	39	39
共同生活援助	実人/月	57	66	77
自立生活援助	実人/月	1	1	1

#### ■見込量の設定の考え方

○第6期障害福祉計画における実績を踏まえ、「共同生活援助」については実績から増加傾向にあり、障がいのある人の自立に向けて今後もニーズが高まる事を想定し見込みます。「自立生活援助」については利用が想定される対象者の見込みはありませんが、必要とされる状況が生じた場合は速やかに利用につなげる体制を確保していきます。

## 4. 相談支援

### ■相談支援の種類と内容

計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行する為の相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、一人暮らしへ移行した人等を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行います。

### ■相談の見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	218	237	259
地域移行支援	実人/月	1	1	1
地域定着支援	実人/月	1	1	1

### ■見込量の設定の考え方

○第6期障害福祉計画における実績を踏まえ、「計画相談」は障がい福祉サービスの利用者が増加している状況から増加傾向で見込みました。「地域移行支援」と「地域定着支援」については、必要な人がいつでも支援を受けられるよう体制を確保していきます。

## 5. 障がい児福祉サービスの見込量

### ■サービスの種類と内容

児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上下肢又は体幹の機能障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、療育の場として、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### ■障がい児福祉サービスの見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人/月	24	33	45
医療型児童発達支援	実人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	実人/月	59	65	72
保育所等訪問支援	実人/月	2	2	2

### ■見込量の設定の考え方

○第2期障害児福祉計画における実績を踏まえ、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は利用者が増加傾向であることから伸び率を考慮し見込みました。「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」については、必要な人がいつでも支援を受けられるよう体制を確保していきます。

## 6. 障がい児相談支援の見込量

### ■相談支援の種類と内容

障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------

### ■相談の見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	95	112	131

### ■見込量の設定の考え方

○第2期障害児福祉計画における実績を踏まえ、今後も利用者の増える事が予想されるため、伸び率を考慮し見込みました。

## 7. 地域生活支援事業の見込量

### ■地域生活支援事業の種類と内容

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	<p>①障がい者相談支援事業 障がいのある人、又はその保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>②基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担います。</p> <p>③住宅入居等支援事業 保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てが出来ない状態にある場合の町長の申立てによる支援や、その必要経費または後見人の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。

意思疎通支援事業	<p>①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人とのコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。</p> <p>②手話通訳者設置事業 聴覚障害のある人との交流の促進や、支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。</p>
日常生活用具給付事業	<p>障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行います。</p> <p>①介護・訓練支援用具 特殊寝具・特殊マット・訓練いす・訓練用ベッド等</p> <p>②自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等</p> <p>③在宅療養等支援用具 電気式痰吸引器、音声体温計等</p> <p>④情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等</p> <p>⑤排泄管理支援用具</p>
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、保護者や家族の就労支援及び日常的に介護を行っている人の一時的な休息を支援します。
生活サポート事業	障がい福祉サービスを受けられない人で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす恐れのある人に対して、必要な支援（生活支援や家族援助等）を行います。

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	身体に障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費の一部について助成を行います。
身体障害者自動車改造費助成事業	下肢又は体幹機能に重度の障がいのある人が、自立した生活や社会活動への参加、就労のために使用する自動車の改造に要した費用の一部について助成を行います。
訪問入浴サービス事業	自力で入浴する事が困難な障がいのある人の自宅に、移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供し、障がいのある人等の心身機能の維持と介護者の負担軽減を図ります。

■地域生活支援事業の見込量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
②基幹相談支援センター	実施箇所数	0	1	1
③住宅入居等支援事業	実施箇所数	0	1	1
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/年	5	5	5
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1
日常生活用具給付事業	件数/年	660	680	700
移動支援事業	実施箇所数	1	1	1
	実人/年	2	2	2
地域活動支援センター事業	実施箇所数	2	2	2
日中一時支援事業	実施箇所数	9	9	9
	実人/年	30	30	35
生活サポート事業	実人/年	1	1	1
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	件数/年	1	1	1
身体障害者自動車改造費助成事業	件数/年	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人/年	2	3	3

## ■見込量の設定の考え方

○第6期障害福祉計画における実績を踏まえ、「基幹相談支援センター」「住宅入居等支援事業」については社会資源を確保し設置等に向けて検討していきます。「意思疎通支援事業」「日中一時支援事業」については利用に増減がある為、平均値で見込みました。「日常生活用具給付事業」については増加傾向である為、実績を踏まえた伸び率で見込みました。

## 第5章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

境町障害者計画・境町障害福祉計画・境町障害児福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制を確保し、障がいの有無に関わらず、だれもが住みなれた地域でともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会を目指すものです。

障がいのある人に関する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、就労など、様々な分野に関係しています。境町地域自立支援協議会と連携し、各計画を推進していきます。

また、国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行い、事業の実績や指標などを用いて評価を行い、必要があれば計画の変更や事業の見直し等の措置を行います。

# 資料：境町地域自立支援協議会設置要綱

## （設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者施策を円滑かつ適切に実施するため、境町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護に関すること。
- (6) その他障害者の福祉向上のために必要と認めること。

## （組織）

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものの中から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障害者関係団体に所属する者
- (5) 障害者等の教育関係者
- (6) 障害者等の雇用関係者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉主管課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 資料：境町地域自立支援協議委員名簿

(◎：委員長、○：副委員長)

	区分	所属機関及び団体	氏名
1	相談支援事業者	ブーさんの家	◎ 和田 澄子
2	障害福祉サービス事業者	多機能型事業所みつばち ／ていーだ	成島 理恵
3	//	地域活動支援センター煌	寺内 美和
4	保健・医療関係者	境町役場健康推進課	山川 敬子
5	障害者関係団体に所属する者	境町身体障害者福祉協議会	○ 林 喜三郎
6	//	境町心身障害児・者父母の会	福田 勝房
7	障害者等の教育関係者	境特別支援学校長	塩畑 道代
8	障害者等の雇用関係者	境総合サービス	小澤 智
9	その他町長が必要と認める者	境町社会福祉協議会理事	酒井 基子

## 資料：境町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定経過

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

開催（実施）月	会議等
令和5年8月25日（金） ～9月21日（木）	計画策定に伴うアンケート調査の実施
令和5年10月26日（木）	第1回境町地域自立支援協議会 ・策定の趣旨、国の指針、町の障害者福祉の現状等について ・アンケート調査の実施について
令和6年2月15日（木） ～2月29日（木）	パブリックコメントの実施
令和6年3月8日（金）	第3回境町地域自立支援協議会 ・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の確定

## 境町内障害福祉サービス等事業所一覧

### 介護給付

施設名	提供サービス	住所	電話	FAX
有限会社 まごころケアサービス	居宅介護・重度訪問介護 行動援護	境町塚崎2557-1	0280-87-1328	0280-87-1328
介護支援センター たんぽぽ	居宅介護・重度訪問介護	境町伏木1227	0280-81-3083	0280-81-3085

### 訓練等給付

施設名	提供サービス	住所	電話	FAX
自立支援センターきぼう	共同生活援助(グループホーム)	境町内門718-1	0280-33-8295	0280-33-8296
	就労移行支援			
	就労継続支援B型			
境総合サービス	就労継続支援A型	境町960-3-2F	0280-33-3213	0280-33-3617
境町社会福祉協議会B型事業所	就労継続支援B型	境町長井戸1681-1-2F (社会福祉協議会内)	0280-23-1676	0280-23-1686

### 児童通所支援

施設名	提供サービス	住所	電話	FAX
児童発達支援 スペーシア	児童発達支援	境町2173-8 S-study&heart 2F	0280-23-3382	0280-23-3582
ブーさんの家	放課後等デイサービス	境町蛇池409	0280-87-1380	0280-87-1380
放課後等デイサービス遊学館境教室	放課後等デイサービス	境町長井戸1642-1	0280-33-3370	0280-33-3371
放課後デイサービス たいようの家	放課後等デイサービス	境町長井戸288-1	0280-23-1380	0280-23-1381
さんさん	放課後等デイサービス	境町1520-2	0280-81-2155	0280-81-2156
こどもサークル境	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	境町上小橋175-1	0280-81-2000	0280-81-2001

### 重症心身障がい児・者支援

施設名	提供サービス	住所	電話	FAX
多機能型事業所 みつばち	児童発達支援	境町伏木2859-1	0280-23-3388	0280-23-3387
	放課後等デイサービス			
	生活介護			
多機能型事業所 ていーだ	児童発達支援	境町2187-10 メゾン・ド・境105	0280-33-3688	0280-33-3687
	放課後等デイサービス			
	生活介護			

### 相談支援

施設名	提供サービス	住所	電話	FAX
境町社協指定特定相談支援事業所	計画相談支援事業 障害児相談支援事業	境町長井戸1681-1-2F (社会福祉協議会内)	0280-23-1786	0280-23-1686
ブーさんの家 相談支援事業所	障害児相談支援事業	境町蛇池409	0280-87-1380	0280-87-1380
相談支援事業所 たいようの家	障害児相談支援事業	境町長井戸288-1	0280-23-1380	0280-23-1381

**境町第4次障害者計画  
境町第7期障害福祉計画  
境町第3期障害児福祉計画**

---

発行：茨城県・境町  
令和6年3月  
問合せ：境町役場 福祉部 社会福祉課  
〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1  
TEL 0280-81-1305 FAX 0280-86-6020  
E-mail [hukusi@town.ibaraki-sakai.lg.jp](mailto:hukusi@town.ibaraki-sakai.lg.jp)

